

米軍基地関係特別委員会記録  
<第4号>

平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成30年3月23日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第4号>

---

### 開会の日時

年月日 平成30年3月23日 金曜日  
開 会 午前10時42分  
散 会 午後6時9分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願平成29年第6号、陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情平成29年第13号、同第14号、同第20号の4、同第23号、同第25号、同第27号、同第28号、同第31号、同第44号、同第79号、同第81号、同第85号、同第86号、同第99号、同第116号、同第117号、陳情第3号から第5号まで、第13号、第27号及び第28号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍F15戦闘機の部品落下事故について）（追加議題）
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（12月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 4 米軍F15戦闘機の部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出について（追加議題）
- 5 閉会中継続審査・調査について

---

### 出 席 委 員

委員	長	仲宗根	悟	君
副委員	長	親川	敬	君
委員		山川	典二	君
委員		花城	大輔	君
委員		末松	文信	君
委員		照屋	守之	君
委員		宮城	一郎	君
委員		照屋	大河	君
委員		新垣	清涼	君
委員		瀬長	美佐雄	君
委員		渡久地	修	君
委員		金城	勉	君
委員		當間	盛夫	君

委員外議員 なし

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花	喜一郎	君
基地	対策	統括	池田	竹州	君
参事	兼	基地	金城	典和	君
辺野古	新	基地	多良間	一弘	君
建設	問題	対策	棚原	憲実	君
課長			仲宗根	一哉	君
環境部	環境	企画	統括		
監					
環境部	環境	保全	課長		
環境部	自然	保護	課長		
金城				賢	君
子ども	生活	福祉	部	平和	援護・男女
参画	課	班	長	平田	いずみ
さん					
農林	水産	部	参事	新里	勝也
農林	水産	部	参事	新里	勝也
君					
土木	建築	部	土木	整備	統括
監					
上原				国定	君

土木建築部海岸防災課長	永山	正君
企業局企業技術統括監	仲村	豊君
教育庁教育管理統括監	宜野座	葵君
警察本部刑事部長	當山	達也君
警察本部交通部長	梶原	芳也君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成29年第6号、陳情平成28年第39号外43件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、子ども生活福祉部長、企業局長、教育長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成29年第6号及び陳情平成28年第39号外43件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続が1件、新規がゼロ件、陳情は継続が38件、新規が6件、請願・陳情合わせて45件となっております。

初めに、継続審査となっております請願・陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

修正した箇所につきましては、下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情平成28年第78号ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止等を求める陳情の項目3及び4につきまして、「北部訓練場の過半の返還条件とされていた6カ所のヘリコプター着陸帯については、平成28年12月までに全てが米側に提供され

ております。平成29年10月に発生したC H53Eの不時着、炎上事故を受け、県は、北部訓練場及びその周辺の民間地やダム上空等での訓練の実施は、周辺住民を危険にさらし、生活環境に大きな影響を与えるだけでなく、万一事故が発生した場合、水源の汚染など大きな被害につながる危険があると考え、政府に対し、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めているところです。」に修正しております。

また、14ページになりますが、陳情平成28年第124号米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事等に関する陳情の項目1から3についても、前段部分を同様に修正しております。

続きまして、説明資料の40ページをお開きください。

陳情平成28年第181号高江オスプレイヘリパッド建設反対宣言に関する陳情の項目1から3につきましては、「陳情平成28年第78号項目3及び4に同じ。」に修正しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の75ページをお開きください。

陳情第3号F35A戦闘機のパネル落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4につきましては、平成29年11月30日に発生したF35A戦闘機のパネル落下事故を受け、県は米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因及び部品落下場所について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。また、平成29年12月のC H53Eからの部品落下事故を受け、県は全航空機の緊急総点検の実施や航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを米軍及び日米両政府に求めているところであります。県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、引き続き事故原因の徹底的な究明と公表、実効性のある再発防止策を米軍等に求めるとともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め、米軍演習のあり方を見直すよう求めてまいります。また、これ以上地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の77ページをお開きください。

陳情第4号在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、今回の事故は、事故を起こした海兵隊員が警察に逮

捕された際、基準値の約3倍のアルコールが検出されたほか、公務外であったにもかかわらず公用車を運転し、事故を起こしているなど、極めて悪質な事案であります。謝罪については日米両政府において、被害者遺族の意向に配慮しながら対応する必要があると考えております。また、補償については両政府において、日米地位協定に基づき、誠意を持って対応するべきであると考えております。

項目2及び3につきましては、県は平成29年11月20日に、米軍、在沖米国総領事館、外務省、沖縄防衛局に対して、捜査機関に対し全面的に協力するとともに、ゲートチェックのあり方やリバティ制度の運用実態の検証も含め、今後このような事故が二度と起こらないよう、再発防止、綱紀粛正及び隊員教育に万全を期すことを強く求めております。県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、再発防止に向けた取り組みの強化について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

項目4につきましては、在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えております。平成30年1月のグアム訪問で、カルボ知事に、在沖海兵隊のグアム移転について、翁長知事から直接考えを説明し、カルボ知事からは、在沖海兵隊のグアムへの受け入れについて強力に支持していることを確認することができました。今後とも、軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

項目5につきましては、請願平成29年第6号項目3に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料79ページをお開きください。

陳情第5号米軍CH53ヘリコプターの窓落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、平成29年12月13日に発生したCH53Eの部品落下事故を受け、県は、米軍及び日米両政府に対し、事故の発生に強く抗議するとともに、全航空機の緊急総点検の実施とその間の米軍機の飛行中止、事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを強く要請したところです。県としては、航空機に関連する事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、安全管理体制の抜本的な見直しを行うとともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め米軍演習のあり方を見

直すよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

項目4につきましては、80ページになりますが、普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。県は、同飛行場の5年以内運用停止の早急な実現、同飛行場所属の航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備の実施について、普天間飛行場負担軽減推進会議を開催し、その結果を公表することを求めました。日米両政府においては、県外移設、早期返還及び一日も早い危険性の除去に真剣に取り組むべきであると考えております。

続きまして、説明資料の81ページをお開きください。

陳情第13号米軍AH1Zヘリコプターの不時着に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、平成30年1月8日に発生したAH1Zヘリの不時着などを受け、県は、米軍及び政府に対し、事故の発生に強く抗議するとともに、全航空機の緊急総点検の実施とその間の米軍機の飛行中止、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直し、事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施などを強く要請したところです。また、県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において同措置の実施に伴う効果の検証を行うよう求めております。県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、安全管理体制の抜本的な見直しを行うとともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め米軍演習のあり方を見直すよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

項目4につきましては、陳情第5号項目4に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料の83ページをお開きください。

陳情第27号県議会で可決された米軍関係の決議を県行政に反映させることを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目2の(1)につきましては、県は、平成29年12月2日に河野外務大臣に対して、住宅地上空やダム上空での飛行訓練中止など、米軍演習のあり方を見直すよう要望したところであり、今後も、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じ粘り強く働きかけてまいります。

項目2の(2)につきましては、84ページになりますが、平成28年陳情第78号項目3及び4に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料の85ページをお開きください。

陳情第28号国頭郡東村高江での米軍軍事訓練に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

①及び③につきましては、米軍の訓練、演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じ演習の通知が行われておりますが、演習・訓練の内容や実施時間が明らかにされないことから、県は、演習・訓練の具体的な内容の事前公表を要望しているところであります。また、平成29年10月に発生したCH53Eの不時着、炎上事故を受け、県及び沖縄防衛局は各種環境調査を実施し、その結果を公表するとともに、米軍に対しても、土壌汚染の調査結果を報告するよう求めているところです。

以上、知事公室の所管に係る請願1件、陳情44件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外17件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続17件、新規1件となっております。

初めに、継続17件につきまして、処理概要に変更があった主な箇所を御説明いたします。

説明資料の8ページをごらんください。

陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

資料10ページをごらんください。

項目4の2段落目から3段落目につきまして、「小型コウモリ類については、人目に触れる機会がなく、生態も含め不明な点が多いことから、平成28年度に北部訓練場を除くヤンバル地域を対象に「沖縄島北部における小型コウモリ類生息実態調査」を実施しており、対象地域において小型コウモリ類が確認されております。また、オスプレイ等軍用ヘリコプターの飛行騒音等による野生生物への影響を把握するため、ヤンバル地域において鳥類や小型コウモリ類を対象とした騒音等影響実態調査を平成30年2月から実施しております。」に修正

しております。

続きまして、説明資料の64ページをごらんください。

陳情平成29年第81号東村高江区の米軍被害について積極的な現状把握と対策を行いオスプレイ配備撤回の政策を具体的に実行することを求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

資料65ページをごらんください。

項目1の2段落目につきまして、「また、オスプレイ等軍用ヘリコプターの飛行騒音等による野生生物への影響を把握するため、ヤンバル地域において鳥類や小型コウモリ類を対象とした騒音等影響実態調査を平成30年2月から実施しております。」に修正しております。

そのほかにも、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の85ページをごらんください。

陳情第28号国頭郡東村高江での米軍軍事訓練に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目2につきましては、陳情平成28年第119号項目3（2）及び（3）に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○仲宗根悟委員長** 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、請願平成29年第6号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長の説明を求めます。

平田いずみ平和援護・男女参画課班長。

**○平田いずみ平和援護・男女参画課班長** それでは、子ども生活福祉部が所管する請願につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております請願1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る請願処理概要について、御説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局企業技術統括監の説明を求めます。

仲村豊企業技術統括監。

○仲村豊企業技術統括監 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局企業技術統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号について、教育庁教育管理統括監の説明を求めます。

宜野座葵教育管理統括監。

○宜野座葵教育管理統括監 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁教育管理統括監の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成28年第39号、記の部分、「辺野古への新基地建設を直ちに中止し、普天間基地を即時閉鎖すること」に関して、処理概要がありま

すが、新基地の建設を直ちに中止するということに関しての直近の動向から御説明いただきます。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県におきましては、普天間飛行場負担軽減推進作業部会の早期の開催について国と日程調整あるいは議題調整を行っているところですが、今現在、まだその開催には至っていない状況です。

○山川典二委員 先日、知事の訪米等がありました。知事を初め皆さんが行かれたと思いますが、どういう目的と内容で、辺野古の基地建設を反対するための訴えをしたのか。新聞報道でしかわかりませんので、その辺をかいつまんで簡潔に御説明をお願いします。

○金城典和参事兼基地対策課長 米国ワシントンDCにおいて、基地問題を初めとする沖縄の現状について情報発信を行うとともに、普天間飛行場の移設について辺野古唯一とする固定観念にとらわれない議論の展開を図り、課題解決に向けた議論を深めるために、今回、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄－在日米軍の在り方の再考－」をテーマに国内外の有識者と連携してシンポジウムを開催しております。シンポジウムには、大学関係者、シンクタンク、マスコミ等の約100名の方が参加し、質疑応答の時間には参加者から沖縄の米軍を縮小すべきとの意見や、有事における自衛隊と米軍との役割など活発な意見交換が行われております。今回のシンポジウムの様子については、英語でのやりとりになっていきますので、それを翻訳終了後、沖縄県のホームページまたはワシントン駐在の英語版のホームページなどに動画も交えて掲載したいということを考えております。

○山川典二委員 このシンポジウムの中で、辺野古に基地を建設させないという議論は具体的にあったのですか。知事は訪米前によい形で代替案が出てくることを期待していると話をして訪米しました。ところが、シンポジウムを終えて帰ってきましたら、代替案を出すのは妥協で、譲歩であると全く否定しております。この辺の経緯が県民や私どもはわかりません。行く前は、辺野古唯一を覆すための材料を収集したいという目的もあったと思いますが、シンポジウムはどのような内容だったのか、お願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 代替案につきましては、本会議でもいろいろ質問があったと思います。県は、辺野古新基地建設にかわる代替案を県で検討してい

るとか、政府に伝えたとの報道等があることは承知しておりますけれども、県として政府に代替案を示したことはありませんし、また代替案を検討している事実はありません。今回のシンポジウムの趣旨ですが、先ほど基地対策課長からありましたように、沖縄の現状について情報提供を行うことと、普天間飛行場の移設について辺野古唯一とすることにとらわれない議論の展開を図ることを目的に、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄－在日米軍の在り方の再考－」をテーマにして意見交換を行ったということです。代替案については大分マスコミ等に取り上げられていて、知事はマスコミからの質問の中で出たらありがたいといった趣旨をマスコミへ答えております。代替案ありきでシンポジウムを開催したということが全体として流れておりますが、決してそうではないということでもあります。

**○山川典二委員** 一貫して代替案を政府に示したことはないと県議会で知事公室長が話をしておりますが、沖縄タイムスの記事を読ませていただくと、「知事は帰国した16日の会見で、県から代替案を示すことは妥協だとして否定した。代替案提示に消極姿勢の背景には、4年前の就任以降、水面下で政府に代替案を示したが一顧だにされなかった経験がある。」と、事実はどうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** その記事が出たこともありまして、知事にも直接お話をいたしました。例えば馬毛島の提案や公明党の提案などいろいろな話がございます。そういったものを当時の副知事が政府に、これについてはどういう考えなのだろうかということをお尋ねしたことはあっても、これをもって直ちに県がその代替案を進めてくれということはありません。そういう議論が出ていることをもって政府に問いただしたという内容だと説明がございました。

**○山川典二委員** いずれにしろ今回のシンポジウムは、普天間飛行場の早目の返還も含めて辺野古に新基地をつくらせないことが大きなテーマだと思いますが、成果はあったのですか。アメリカのメディアはこのシンポジウムを一切取り上げていないという報道もあります。その事実関係も含めて御説明をお願いします。

**○謝花喜一郎知事公室長** 例えば著名なウィリアム・ペリー氏からは、「朝鮮半島有事にとって辺野古がなくてはならないものかと言えば、そうではない。」「朝鮮半島のリスクがなくなれば、普天間飛行場の必要性はなくなる。」との発言がありました。また、モートン・ハルペリン氏からは、「ほかの選択

肢はないという意識を乗り越えれば、別のものがあるかもしれない。」「沖縄の基地の状況が変わらないのは、日本政府にとって沖縄の基地の整理縮小の優先度が低くなったからだろう。」との発言がありました。こういったことから、県としては変わり行く東アジアの安全保障情勢の中において、本当に辺野古でなければならないのかということについては、一定程度、有識者の方々からそれに沿った発言が出たものと認識しているところであります。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 一応、米国関係のマスコミにもお声がけはしていましたが、ティラーソン国務長官の解任や米国と北朝鮮の面談があるという報道がありまして、米国関係のマスコミはそこに流れて、シンポジウムの開催期間中はいなかったと記憶しております。

**○山川典二委員** 今回のシンポジウムは、県が主催なのですが、具体的にシンポジウムのパネラー含めてのプロデュースはどこがやりましたか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 主催自体は県でありますけれども、やはり県が直接実施することは困難ということがございまして、ワシントンコア社に委託して実施しているところです。

**○山川典二委員** このシンポジウムの総経費はお幾らですか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 委託料の合計額としては一まだ数字的に確定はしておりませんが、3454万9000円を予定しております。

**○山川典二委員** 約3500万円ということで少し驚きました。これは税金ですよね。成果は何ですか。それからワシントンコア社は、ワシントン事務所が委託をしている業者ですよね。もともとはITのシステムを販売するコンサル会社です。どうせこれだけの経費をかけるのであれば、アメリカの軍事政策、あるいはアジアにおける米軍のプレゼンス、そして安全保障含めた専門のパネラーがもっといると思います。これは後で細かい資料の提出をお願いできますか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 数字的な中身については後で提供したいと思います。

**○山川典二委員** 知事が何をやりたいのかがよくわからないのです。「外連の

島・沖縄一基地と補助金のタブー」という著書を少し引用します。24ページに、「外連」とは、この場合「ごまかし」「はったり」「いかさま」というほどの意です。歌舞伎などでの早替わり・宙乗り・仕掛け物など、見た日本位の奇抜さを狙った演出や演目を外連といいます」と。知事は今回で4回目の訪米ですが、ある意味、辺野古を阻止するために沖縄の現状を訴えていながら、辺野古ではどんどん工事が進む。これはパフォーマンスといいますか、けれんの世界ではないかと言われてもしょうがないと思いますけれども、いずれにしても今回、そしてこれまでの訪米予算の総額は幾らになりますか。概算で結構です。これは税金です。幾らになりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成27年5月27日から6月5日の訪米が878万2000円。平成28年5月14日から5月19日の訪米が334万4000円。平成29年1月30日から2月5日の訪米が810万8000円。その3回の合計で2023万4000円になります。

○山川典二委員 確認ですが、これは純粋に旅費にかかるものですよ。それ以外には一切出ていませんよね。

○金城典和参事兼基地対策課長 大半が旅費になりますが、その内訳として、例えばお土産関係の代金や携帯電話等の通信料などといった経費も含まれております。

○山川典二委員 今回の訪米の旅費の部分もわかりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、今回の経費の総額についてですが、3988万7000円を見込んでおります。その中に先ほど言った委託料の3454万9000円が含まれておりますので、それ以外で言いますと、旅費が504万8000円、需用費が約20万円、通信料関係の役務費が約9万円を予定しております。

○山川典二委員 通信費等も含めた旅費関係で大体2600万円近くになりますね。今回、知事が訪米中に辺野古の岩礁破碎をめぐる訴訟がありました。なぜこの訴訟のときに知事はアメリカに行っているのですか。単純な質疑です。

○謝花喜一郎知事公室長 3月13日の判決の言い渡しの際に訪米していたのはなぜかということだと思いますが、判決の言い渡しは確かに重要ではあります

けれども、時間にして5分程度で終わるような内容でございます。その際のコメントなどの対応等は、事前に綿密に連携しまして、知事に報告等を行うことが可能ということで、知事には予定どおり13日にアメリカに滞在していただいたということでございます。

○山川典二委員 たった5分だからと。判決の言い渡しだからと。このような話ではないでしょう。辺野古を最重要政策に掲げている知事が一アメリカのシンポジウムも皆さんの中では重要度があるかもしれませんが、それ以上に判決が重要でしょう。たった5分だからといって、アメリカのスケジュールなどは調整ができるではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回のシンポジウムは相手方の日程調整が極めて重要で、シンポジウムは13日だということが相手方との関係で動かせない事実となりました。そういった中において、いろいろ内部で調整しましたがけれども、仮に県が勝訴するにせよ、国が勝訴するにせよ、控訴が考えられますが、この段階では確定しているわけではございませんので、知事には訪米を優先していただいたということでございます。

○山川典二委員 ということは、控訴を前提にスケジュールを決めていたと理解していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 仮に県が勝ったとしても国が控訴するだろうという想定はしておりました。

○山川典二委員 今回、県が敗訴しました。中身も含めて門前払いの—これは私どもの想定内です。県の訴えが却下された理由はどのようにお考えですか。

○謝花喜一郎知事公室長 一言で申し上げますと、法律上の争訟性。これは平成14年の最高裁判決を地方裁判所—地裁においては幅広く解したということだと考えております。

○山川典二委員 いずれにせよ、控訴しますね。

○謝花喜一郎知事公室長 控訴をする方向で検討しております。

○山川典二委員 これは例の仮処分のことも含めて、この2本でやられますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回、仮処分は抗告になりますけれども、抗告はしない方向で検討しております。

○山川典二委員 いづごろ控訴されますか。

○謝花喜一郎知事公室長 本日中にやりたいと考えております。

○山川典二委員 それから、サンゴの移植について伺います。

2月16日に県からオキナワハマサンゴ1群体の特別採捕許可が沖縄防衛局にありていますが、その後、食害が見つかって、県が環境監視等委員会の助言を受けるよう求めました。そして期限を延長する変更申請を今度は不許可としました。最近、再申請が出ていると思います。これは早目にやる必要があると思いますが、いかがですか。

○新里勝也農林水産部参事 オキナワハマサンゴの特別採捕許可についてですが、委員長の許しを得て少し経緯も含めて御説明させていただきたいと思っております。

環境省が昨年の3月にレッドリストに掲載した絶滅のおそれがあるというサンゴ類ですが、これまでサンゴ類は登録されておらず初めて登録されました。オキナワハマサンゴについては、昨年の7月に当該埋立海域で発見されたという報告を受けており、それを踏まえて沖縄防衛局からは、平成29年10月26日に申請がございました。希少サンゴということで、我々は2回の説明要求を行い、環境省にも意見を聞き、さらに専門家の助言を受けて慎重に審査した結果、移植後1週間ごとの経過観察を行うことを条件に付し、ことしの2月16日に許可したところでございます。その後、2月22日に沖縄防衛局から当該移植サンゴが食害を受けたという報告を受けました。しかし、提供された写真だけでは食害かどうかは判断ができず、2月23日に沖縄防衛局に対し環境監視等委員会の助言を受け、慎重に対応すべきという趣旨の見解を文書でお示しし、同時に、今後の対応について照会を行いました。そうしましたら、2月27日に見解と許可期間を延長する変更申請を受けました。この申請内容は、3月1日までの許可期間を4月30日まで延長したいという趣旨でございました。この内容も我々が審査した結果、変更しようとする期間の妥当性、そして食害対策が試験研究の計画の中に入っていなかったものですから、環境監視等委員会の指導

・助言を受けた上で対応するように通知したところでございます。現在、食害があったとされるオキナワハマサンゴ1群体については、3月20日に改めて申請書が提出されており、現在慎重に審査を行っているところでございます。

○**山川典二委員** 食害もある程度、復元しているという話もありますけれども、いずれにせよ移植の適当な時期というのがあると思うのですが、その辺の認識についてはいかがですか。

○**新里勝也農林水産部参事** サンゴを移植する際には、夏場の高水温の時期、あるいは冬場の波浪が高い時期は避けるようにということが県のサンゴ移植マニュアルの中に位置づけされていると聞いております。

○**山川典二委員** 皆さんの中で、いつごろが一番最適で、いつごろから不適当な時期になるかは承知しておりませんか。

○**新里勝也農林水産部参事** 今、申し上げたように、夏場と冬場の時期、あるいは台風の時期は避けるようにということで、それを除いた時期に移植されることが申請書の中にも記載されております。

○**山川典二委員** 専門家や沖縄防衛局にもいろいろ確認をしましたが、沖縄は夏場、高水温になりますし、5月以降は産卵期があるそうで、移植の時期としては4月いっぱいタイムリミットだと。ですから、4月までに何とか移植をしたいのが今の沖縄防衛局の立場です。専門家に伺いましたが、大体沖縄の海はサンゴの生育の環境としては4月前後から一気に変わるので、そういう意味では余り時間がありません。速やかに審査を行って、一度は許可が出ているので早目に出すべきだと思います。実質、移植の時期も含めたら一タイムリミットは4月いっぱいと言われているので、いかがですか。

○**新里勝也農林水産部参事** 今回受けております申請書の中で採捕の期間というのがございます。これは許可の日から14日間のうち1日と記載されておりますので、作業自体は1日で済むと認識しております。それも含めて、あとは試験研究の内容も含めて審査した上で判断することとしております。

○**山川典二委員** ですから、前向きに検討されて出していただけますね。

○新里勝也農林水産部参事 私のほうからは、沖縄県漁業調整規則に基づいて適切に審査を行うということでございます。

○山川典二委員 先日、「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。」のパンフレットをいただきまして、世界中でホームページから閲覧できるようになっています。この中でちょっと気になったことは、22ページに「沖縄は今日まで自ら基地を提供したことは一度としてありません。」と、英語版にも書かれています。これは事実ですか。これまでも本会議でいろいろ議論があつて、大田知事時代から稲嶺知事、仲井真知事も本会議で答弁しています。これが世界中に間違つたメッセージとして伝わる可能性はありませんか。事実ならいいです。しかし、私どもとしては事実ではない。この辺はもう少し慎重に、この会議室の中だけでの話ならまだ理解できますが、世界中で閲覧ができるわけですから、これについてはいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 本会議で大分議論があつたところだと思います。県がみずから進んで基地を提供したことはないというのは、県民が自主的に提供したものではないという趣旨を再三申し上げてきたと思います。キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセン等についても自主的に契約締結に応じたものではないというのが県の認識でございまして、そういった趣旨で記載したところでございます。

○山川典二委員 これ―「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q & A B o o k」は誰が作成したのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄県知事公室において作成しております。

○山川典二委員 文章もQ & Aも全て知事公室の中でつくられたのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 そのとおりです。

○山川典二委員 外部の委託であるとか、識者の意見などは聞いていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 印刷や写真の提供等は一定程度お願いした部分もございまして、文章については知事公室においてさまざまな文献等を引用して記載したものでございます。

○**山川典二委員** 私は別にこれを否定していません。いいことだと思っています。しかし、やはりもう少し歴史も含めて精査をして文章に落とし込んでいく—これは5000部ということですが、インターネットでいきますと、何万とか何十万、場合によっては何百万の閲覧ができるわけですから、我々が想像できないようなことも含めてこれはひとり歩きする可能性があります。出たばかりで申しわけありませんが、その辺はもう少し精査をして、第2弾にシリーズ化していくようなことも将来的には考えて修正しながらやっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 委員の御意見は賜りましたけれども、おっしゃるとおり出したばかりですので、当分はこれをベースに対応したいと思っています。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 陳情平成29年第5号、CH53ヘリコプターの窓落下事故に関する陳情について、きのうは全県で小学校の卒業式があり、私は普天間第二小学校の卒業式に参加しました。式の間中ヘリコプターが学校の上空近くを飛んでいて、うるさくて、校長先生の挨拶が聞き取れないということがありました。米軍は普天間第二小学校の上空を飛ばないという約束をしたはずなのに、それは守られているのですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 12月13日の落下事故のあと、1月7日に沖縄防衛局がPTA等の要望を受けて監視カメラを設置しております。約10日後、子供たちが避難訓練等を行っている18日に、普天間飛行場所属の米軍3機が上空を飛んだということがございました。これについては沖縄防衛局も現認し、監視カメラにも映ったということですが、米側は、パイロットの聴取やレーダー追跡データなどから上空は飛んでいないと、否定しているということだと思っています。

○**新垣清涼委員** このことに対して、日本政府はどういうコメントをされていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきまして、小野寺防衛大臣は、自分の部下がちゃんと現認し監視カメラにも映っているということで強く抗議したと認識しております。我々も防衛省に引くことなく米側としっかり交渉を行って、上空を飛ばないことの確約を取りつけていただければと思っているところです。

○新垣清涼委員 事件・事故が起こるたびに日本政府は県民に寄り添うとか、非常に耳ざわりのいい発言をされている。そして今おっしゃるように、防衛大臣は米軍に対して抗議をしたということなのですが、米軍のどこに抗議をして、本当にそれを直しなさいと。対等な国と国の関係として、沖縄県民はこれだけ恐怖を覚えながら生活しているということを本当に訴えているのか、どなたに抗議をしたのかもわかりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 防衛大臣の記者会見、議事録は確認しましたが、やはりその中で具体的にどの部門に、どなたという限定はされていないようですので、具体的にどなたというのが確認できない状況です。

○新垣清涼委員 先日、宜野湾市野嵩にあります緑ヶ丘保育園に米軍のものと思われる部品が落ちた事故で防衛省らに署名を渡したときの父母からの話として、「皆さんは、私たちが抗議に来ている間だけ、ただ黙って聞いておけばそれで済むのでしょうか。」と発言されています。そのように感じるぐらい政府の対応が冷たかったということだと思います。今の防衛大臣の発言にしても、米軍に対して抗議したと発言されておりますが、私たちが新聞記事を見ても本当にそれを実効性のあるものにしたいという思いが伝わってこないのです。処理概要に「普天間飛行場負担軽減推進会議を開催し」と書いてありますが、それは開催されているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 会議は開催されておられません。その前の作業部会についても2月中ということで提案しておりまして、これは宜野湾市と県、政府サイドということで3者の日程調整等が必要になるわけですが、結果的に2月も実現できなかったということでもあります。

○新垣清涼委員 去年の暮れあたりから部品の落下などが頻繁に起こり、これを見た子供たち、あるいはその近くにいた子供たちは思い出すたびに恐怖を覚えるわけです。こういう状況を一体いつまで放置するのですか。本当に人の上

に落ちたときにどういうことになるかというのは、皆さんがここに書いてあるとおりです。それはやはり、日本政府も本当に人の命にかかわることになるということを真剣に受けとめていない。この現状を私たちはただただ歯ぎしりをして、ワジーワジーするだけではいけないと思うのです。しっかりとその方面の方に訴えて、そして日本政府と米国が真剣にそれを取り上げる状況をつくらないといけないと思うのですが、どうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** おっしゃるとおりだと思います。小野寺防衛大臣もさまざまなレベルでという話を私は聞いております。県においても、在沖米国総領事ですとか、駐日米国大使館にも強く申し入れてございます。それから、自民党本部においても二階幹事長が沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協での意見を聞いて、その日に駐日米国公使を呼び出して直接抗議を行ったという話も聞いてございます。そういった中において、なかなか米側において馬耳東風といいますか、十分に声が届いていない現実をいかにすれば実効性のある対応策がとれるかということを実際に一これはなかなか県だけではできない部分があると思いますので、日本政府にも真剣に我々と胸襟を開いて議論していただいて解決策を模索しなければならないものと考えているところです。

**○新垣清涼委員** 日本政府にとって、沖縄県は米軍に差し出したものという認識があるのか。その辺が非常にワジーワジーするところなのです。同じ国民としての思いがあるのであれば、もう少し真剣に県民の財産と命を守るための政策、取り組みをしてもらわないと困ります。いろいろ世界の状況がありますので、日米安全保障条約も大事かもしれません。しかし、日米地位協定の改定については何度も何度も提案しても一顧だにしてくれない状況で、そうであるならば日米地位協定の廃止を求めたほうがいいと思います。国内法をきちんと受け入れなさいと。それを求めるしかないのではないかと思います。

**○仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

**○照屋守之委員** 陳情平成28年第39号、同第178号、同第179号、陳情平成29年第13号、同第79号、これは辺野古に関連する内容ですから、一括してお尋ねしたいと思います。

先ほど、オスプレイヘリパッドの件については変更箇所の説明がありました

けれども、辺野古については前年度から事実が変わっているにもかかわらず処理概要の内容が変わっていない、これはどういうことか説明してもらえません。実態は大きく変わっています。

**○謝花喜一郎知事公室長** 辺野古で着実に工事が進んでいる中、処理概要が変わっていないのはおかしいのではないかと趣旨の御質疑だと思います。

沖縄県としては、辺野古に新基地をつくらせないことを県政の公約の柱に掲げて取り組んでいるところです。確かに、昨年4月25日以降、K9護岸に着工いたしまして、幾つか護岸ができております。ただ、全体の7000メートル余りの護岸の中で、まだ0.8%程度の工事で、これは決して後戻りできない状況ではないということが今の県の認識でございます。そういった観点から処理概要についてはつくらせないことをベースにそのまま記載しているところであります。

**○照屋守之委員** 北部訓練場の過半の返還条件については、平成29年10月に発生したCH53Eの不時着、炎上事故を受けて云々ということで、そのときどきの変化に応じた処理を明確に入れてあります。陳情者もさることながら、県民が非常に関心を示しているところで、これは意図的に隠していると思えません。このような行政がありますか。皆さん方は、平成25年12月27日に沖縄県知事が意思決定した埋立承認を、平成27年10月13日に取り消したわけですね。そして、平成28年12月26日に取り消したものをさらに取り消したわけです。なぜこの大事な変化をきっちり処理概要の中に入れられないのですか。こういうことがあるにもかかわらず、なお我々は反対していきます、これが事実に基づく県民に対する説明でしょう。こういうことが許されますか。なぜ隠すのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず、そもそも承認取り消しの取り消しについては県民誰もが御存じのことで、全く隠す意図はございません。この陳情の趣旨は、つくらせないことがメインになっていると思われ、気持ちは変わらないことを処理概要に記載したということでございます。

**○照屋守之委員** 7ページに書かれている平成29年10月に発生した不時着、炎上事故についても県民はわかっています。今の知事公室長の説明は、埋立承認を取り消したことはみんなわかっているので、ここに入れないと。今の県の行政のありようは何ですか。ありのままやって、その上でなお反対していきます、つくらせない、これが事実に基づく県の行政の対応ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員から御指摘の処理概要につきましては、高江ヘリパッドについての従前の対応つまりオスプレイは反対だというような部分を中心とした記述だったと思います。この部分については、前回の委員会におきまして、委員からの指摘がございましたので、今回、時点修正をさせていただきます。

○照屋守之委員 ですから、次の6月議会までにこの辺野古の部分についてはきちんと整理してください。これは、この前の名護市長選挙の結果も含めて民意が変わったことも入れないといけません。今の処理概要では3年間の物事の変化を伏せておいて、全く何も起こっていない。変わっていませんか。平成28年12月26日に埋立承認取り消しを取り消したのは知事です。それによって工事が再開されています。こういう事実を本当に無にするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々としましては、先ほども御答弁いたしましたように、陳情者の陳情の趣旨を踏まえて処理概要を記載しているところです。今、委員から指摘のあった件につきましては、陳情者の陳情の趣旨を踏まえて必要があれば対応したいと考えております。

○照屋守之委員 陳情者の趣旨に沿ってそのような処理概要にする。それはとんでもないことです。今起こっていることをきちんと説明するのが行政の立場であって、このような紛らわしい言いわけはしないでください。本当に陳情者の意に沿って処理概要をつくっているのですか。では、この陳情全てあなた方は否定することになります。そうではないでしょう。文教厚生委員会でも相当の陳情を扱っています。その処理概要というのは陳情者の意向に沿った処理概要ではありません。実際、県がやっているものを具体的な事実に基づいてしか処理していません。

○謝花喜一郎知事公室長 例えば、今、委員からありました4ページの陳情では、さきの大戦の話ですとかいろいろ書いてありますが、「辺野古への新基地建設を直ちに中止し、普天間基地を即時閉鎖すること。」ということが向こうの陳情でございませう。そういった中において、県は辺野古に新基地をつくらせないことを県政の柱にして取り組んでいることを記載しているところがございます。ただ、今、委員からありました、この部分についてしっかり検討すべきではないかということについては処理概要をもう一度読んで対応したいと考え

ております。

**○照屋守之委員** 次に、先ほどありましたアメリカでのシンポジウムについてですが、1回目が878万円、2回目が334万円、3回目が814万円、今回は3988万円という高額を投じて取り組みをしたと。4000万円近くのお金をかけてシンポジウムを開催していますが、この目的は何でしたか。もう一度説明してもらえませんか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 先ほどもありましたように委託料は約3000万円余り、旅費は別で800万円余りでございます。実は、平成24年、当時の県政時代にもワシントンDCでそういったシンポジウムを行っておりますけれども、そのときの実績が4500万円になっております。今回のシンポジウムの目的ですが、ワシントンDCにおいて基地問題を初めとする沖縄の現状について、情報発信を行うとともに普天間飛行場の移設について辺野古唯一とする固定観念にとらわれない議論の展開を図り、課題解決に向けた議論を深めるため、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄－在日米軍の在り方－」の再考をテーマに国内外の有識者と連携してシンポジウムを開催したということでございます。

**○照屋守之委員** ワシントン事務所の情報発信という程度でシンポジウムを開いて、4000万円余りかける。これは県民に対して大変失礼です。辺野古に新基地をつくらせない、これを絶対させないために米国民の方々の力もかしてほしいということでしたら目的がはっきりするのでわかります。そういう内外の情勢も含めて情報発信という、その程度で4000万円かけることの責任は誰がとるのですか。何をしたいのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 目的は先ほど答弁したとおりですが、基調講演で知事は、米側において翁長県政が反安保だというような誤解もあるとの話も聞こえていたものですから、まず日米安全保障体制は理解していることをしっかりお伝えした上で、沖縄県の過重な基地負担の現状をお伝えしております。それから、東アジアの安全保障関係は激変していること、そして5月に行われるかもしれないトランプ大統領と北朝鮮の意見交換などの動きも紹介しております。そういった中で沖縄の基地負担軽減につながる技術的な解決策が示されて実行される必要があることを述べた上で、辺野古新基地建設は県民の抗議活動等によって当時の計画より既に3年おくらしていることなどを説明したということでございます。そういった話は、現地においてはなかなか知り得ない情報だ

と思いますので、これからは米側にもそういったことを英語版のホームページ等で公開して、県の実情を広げてまいりたいと考えているところでございます。

**○照屋守之委員** 知事の30分間の講演内容について、知事公室から取り寄せて原稿を持っておりますけれども、この内容はアメリカまでわざわざ行って、沖縄県知事として不平不満、愚痴を30分かけて永遠に言っているようなものです。そしてもっと悪いのは、基地建設が進んでいる実態をプロジェクターで映して説明しながら、北朝鮮問題の話もしているわけですよ。アメリカ人は何と思いますか。北朝鮮の問題があるから沖縄の基地はやはりあるべきですねという話になりませんか。わざわざ沖縄県知事が現状、工事は進んでいますということを堂々とシンポジウムの中で発表して、北朝鮮問題もあるので日米安保体制は大事ですと言ったらアメリカは、そうだよ、やはり、普天間飛行場は辺野古に移ったほうがいいのではないかと、どうせ代替案を持っていないのだから、となりませんか。不平不満と今の現状を肯定させることをアメリカでわざわざ表明しているようなものではないですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 委員の御意見は御意見として賜りたいと思いますが、先ほども紹介いたしましたけれども、ウィリアム・ペリー元国防長官から「朝鮮半島有事にとって辺野古がなくてはならないものかと言えば、そうではない。」「朝鮮半島のリスクがなくなれば、普天間飛行場の必要性はなくなる。」などの発言があったところです。沖縄県としては、そういった発言をしっかりと発信していくことが今回のシンポジウムの成果をより進化させるものになると考えております。

**○照屋守之委員** タイミングも悪いですが、これだけのお金をかけてやるという。この3454万円の委託料の内訳はどうなっていますか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 内訳ですが、例えば車両代、記者会見等の費用として見込んでいたものが99万2000円で、シンポジウム自体の関連経費が3355万6000円を予定しているところであります。

**○照屋守之委員** その3355万6000円の中身です。例えば、マイク・モチヅキ氏やウィリアム・ペリー氏などの参加者の方々には幾ら支払ったのですか。謝礼といいますか、それに関連するものにはどれぐらいの費用をかけているのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、精算業務をやっております、確定額はまだ出していない状況でございます。先ほどの3355万6000円の内訳については、契約ベースで、まず直接人件費が2289万7000円。それから直接経費として実際イベント等を開催するに当たっての物件費や準備経費が1065万8000円という内訳になっております。

○照屋守之委員 パネルディスカッションは何名いたのですか。この2289万円は、そのトータルの人件費と理解していいですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 2289万7000円については実際に活動する受託業者の直接の人件費になります。今、委員がおっしゃっている基調講演などの弁士の方々に支払う経費については、直接経費1065万8000円の中に含まれる経費になっておりますが、数字については確認または精査中でありますので、持ち合わせていない状況です。

○照屋守之委員 1065万8000円は何名分ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 今回の支払対象者といたしましては、総合司会を受け持っていただきましたマイク・モチヅキ教授、それから基調講演をいただいたウィリアム・ペリー氏、講評をいただいたアンドリュー・イエオ准教授、パネルディスカッションに参加していただいたモートン・ハルペリン氏、エリック・ヘジンボサム氏、野添文彬氏のトータルで6名が対象になります。

○照屋守之委員 先ほど言ったように、この1065万8000円を6名に支払って、なおかつ2289万7000円をワシントンコア社に人件費として支払って、沖縄に帰ってきたら何も成果がないことが行われている。今、その中身を我々県議会が県民の代表として審査しているわけですよね。私どもは公の予算を使って大事な辺野古の問題を扱っていて、今その工事が進んでいる。そして翁長知事がそれをつくらせないと言ってアメリカに行き、きっかけをつくる。工事が進んでいる中でどういう形で工事をとめて普天間の問題を解決するか、関心はそれです。お金をかけて、その成果も何もないということを平気で、今の段階でなぜやるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 知事の訪米につきましては、歴代どの知事も沖縄の

過重な基地負担は大きな課題だということで、西銘県政時代から大田県政、稲嶺県政、仲井眞県政とこれまで15回の訪米が実施されております。その中で基地負担の軽減、また昨今も話題になっております日米地位協定の見直しなどを歴代の知事は訴えてきているわけでございます。そういった中において、保守・革新を問わず沖縄の基地問題の、そのときどきの懸案事項を米側にしっかり発信することは、極めて重要なことであると考えているところでございます。その成果は一朝一夕に出るものではないかもしれませんが、しっかりと沖縄の主張を行うことが重要であると考えているところです。

**○照屋守之委員** 一朝一夕ではできないと。工事はどんどん進めさせておいて、一方では成果のないことをアメリカでやって、これはマスコミを通して自己アピールだけのものですよね。議会でもこのような我々の批判に堂々と耐え得るようなものを皆さん方はできていないわけです。我々は県民の代表として、普天間の問題を解決して辺野古の問題を解決することが目的です。辺野古の反対部分だけ、成果のないことをやり続けて、辺野古の問題すら解決できない。普天間に至っては話にもなりませんという。県民が求めているのは、普天間をとにかく早目に返還して、沖縄県の基地の整理・縮小を実現してほしい、それだけです。それを翁長知事に託しているのです。それを期待しているのに、埋立承認取り消しを取り消して工事を再開させて、港の使用を許可して工事はどんどん進めさせている。一方、今のタイミングで4000万円近くのお金を使ってアメリカでシンポジウムを開催して成果を示せない。県民に対して失礼ではないですか。何とも思わないのですか。どう解決するのか具体的に示してください。

**○謝花喜一郎知事公室長** やはり、県民に対してという視点は我々も重要だと考えております。そういった中において、翁長知事は辺野古に新基地はつくらせないということで選挙に当選して、その公約の実現に向けて取り組んでいるところであります。辺野古に新基地をつくらせない、それから普天間飛行場の県外移設といったものを今回の訪米においてももしっかり主張しているものと考えているところであります。

**○照屋守之委員** 次に、サンゴの移植ですが、2月16日に許可したものがなぜ不許可になってしまうのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 2月16日に許可をし、その後、2月22日に食害を受けたと思われるという報告を受けております。我々は写真だけでは判断でき

なかったので、食害なのか、あるいは物理的な衝撃によるものなのか等々については、環境監視等委員会を開いて専門家の意見も聞き、食害であればその対策を検討した上で対応する必要があるのではないかということを示しました。ところが、その直後に、環境監視等委員会も開かれずに、そして食害対策も試験研究の中に入れ込まないまま変更申請がなされましたので、それについては試験研究計画として妥当性に欠くのではないかということで不許可としたものでございます。

**○照屋守之委員** 1回許可したものを不許可にする。これは許可した責任が問われますよね。不許可の理由を見ていますが、これは理由になりません。不許可というのは、移植をしなくてもいいという皆さん方の意思決定ですか。皆さん方と沖縄防衛局は調整をしているのですよね。なぜ不許可になるのですか。皆さん方が許可した責任は大きなものがあります。この許可した責任はどうとるのですか。そこからまずはっきりさせてください。

**○新里勝也農林水産部参事** 2月16日に許可した時点では、慎重かつ適切に実施された上で確実に知見を集積され、今後の本旨の移植に反映させるべき事項として位置づけして、試験研究が全て着実に履行された上で具体的な結果を踏まえて検討されることを通知として申し添えました。さらに、許可の条件として、3カ月後に経過観察をするという内容でしたので、1週間ごとに経過観察をしてくださいという条件を付した上で許可しております。その後、新たな事象として食害を受けたという報告がございましたので、我々もその件について専門家に写真を見てもらったり、慎重に確認をしたところ、これは食害によるものなのか、物理的な衝撃によるものなのか、また回復段階にあるかがはっきりしないということがございましたので、これについては沖縄防衛局としても専門家で構成している環境監視等委員会の中でその辺の原因と対策を検討していただいた上で対応する必要があるのではないかということで県の考えをお示ししたところでございます。

**○照屋守之委員** 2月16日に許可をしたときに、「第10回環境監視等委員会では、大浦湾側に今計8群体のオキナワハマサンゴが発見されたとの報告がなされ、将来的な移植についても言及されております。今後の新たな試験研究計画については、本件許可申請のほか、平成29年12月22日付沖防第6428号の3(3)及び3(4)で示された試験研究計画を全て着実に履行された上で、具体的な結果を踏まえて検討されるよう、念のため申し添えます。」と。皆さん方はこ

のようにしなさいと文書でも出していて、それを国もやっているのに不許可という意思決定、これは大変な意思決定ではないですか。こういうことは担当課でできるのですか。これは法的な手続も含めて越権行為、責任問題です。

○新里勝也農林水産部参事 今、お手元にお持ちかと思いますが、2月16日の文書の中でも書いてありますように、環境監視等委員会の意見を聞いた上で食害対策を検討していただいて、それから対応してくださいということを知ったところですけども、環境監視等委員会も開かれずに期間だけを2カ月伸ばしてくださいという変更申請でしたので、これは食害対策について検討されていないという判断のもとに不許可にしたものでございます。

○照屋守之委員 それは不許可になるのですか。検討してください。そのように指導してやりますということですので、許可したものはそのまま置いておいて、そのような中身の詰めになるのではないですか。皆さん方が許可したものを不許可にしてこれを出しなさいという行政手続はないのではないですか。県民から見ると、不許可というのは、よっぽどの落ち度があつてやる、そして移植については考えなくていいという、それを沖縄県が意思決定したと思います。今のやり方はおかしいでしょう。一旦許可したものを不許可にして、また申請で出たわけですよ。このようなやり方を行政ができますか。あなた方は大きな権限を持っていて、責任があるのです。

○新里勝也農林水産部参事 少し説明不足だったかと思いますが。そもそも最初に許可したものは、2月16日時点で許可の日から14日間の期間、3月1日までの期限を切って許可をしております。そして、この食害が確認されて、我々の見解も示した上で許可が切れるということで、許可を2カ月伸ばしてほしいという申請でしたので、それについては2カ月延ばす根拠として今の食害対策も含めて妥当ではない判断のもとに不許可とした経緯がございます。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後1時46分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 採捕の許可、不許可について、今の国のやり方は埋立承認のもとに法的な手続でサンゴの保護、自然保護についてきちんと保護しないといけない、移植しないといけないという前提で申請を出しますよね。そこで県は、今は許可、そしてこれはこうだから不許可だという、このような曖昧な意思決定をしていくとこれは手続上非常にわかりにくいですし、不許可について県は、サンゴの移植はしなくていいという意思決定のもとでやっているのか、非常に疑問が出てくるわけです。本来、皆さん方がきちんと指導すればそれに沿った形でできるのに、許可をした後にやると言っているものを不許可にしてしまう、これはどう考えても行政手続として理解できません。どのような事業でも、1回許可したものを不許可にした責任は問われると思っています。今の知事も埋立承認取り消しを取り消して、埋め立てを承認したことに行政手続上なっているのです。それに沿った手続ですので、許可とか不許可とか、サンゴについてわかりにくい曖昧な対応が非常に問われています。同時に、サンゴをいつ移植をしないといけない、タイミング的なものも出てくるわけですね。そういうものもわかりながら、その責任は、どう対応するのですか。きちんとした手続ののっとなって行っているものについて不許可が一この前も何カ所か出されましたよね。どう説明するのですか。

○新里勝也農林水産部参事 午前中にもお答えしておりますけれども、再度、経緯も含めて御説明させていただきたいと思えます。

そもそも昨年10月26日にオキナワハマサンゴ1群体の申請がなされております。その内容として、許可を必要とする期間は14日間とされており、ことしの2月16日に申請どおり3月1日までの14日間ということで許可をしております。その後、2月22日に沖縄防衛局職員が来庁されまして、当該サンゴは食害に遭ったという報告を受けました。県としましては、翌日23日に今回の申請の中の試験研究については、環境保全措置を目的としたオキナワハマサンゴの移植技術の向上を目指すとしておりました。今回の食害とされる事象については、本来なら環境監視等委員会で検討され、その助言を受けた上で十分慎重に対応されるべきという趣旨の文書を発出して県の見解を示しております。ところがこれに対し沖縄防衛局からは、許可期間が満了する5日前の2月27日付で許可期間の延長を求める変更許可申請書が提出されました。この変更許可申請では、今後、本サンゴの生息状況の観察を行い、環境監視等委員会の指導・助言を得た上で本サンゴを採捕し移植するためには、2カ月程度、採捕の期間を

延長する必要が生じたと示されておりました。この説明だけでは2カ月という期間設定の妥当性を判断することは困難ということで、3月1日付で本件の変更許可申請書を不許可としたものでございます。もともとの許可については、3月1日までの許可期間でありましたので、自動的に失効することになったという経緯がございます。

**○照屋守之委員** ですから、やはり今のままではだめでしょうというような皆さん方も含めた指導のもとに国はそういう変更申請を出したのではないですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 今、申し上げた指導というところですけども、2月23日付の文書の中では、食害によるものなのか、物理的な衝撃によるものなのか、あるいは回復段階にあるのか、またサンゴ上部に薄藍色の物質の発生が認められる等々、少し厳しい状況にあるかなという考えを示した上で環境監視等委員会の指導・助言を得た上で慎重に実施されたいという趣旨の文書を発しております。ところが変更許可申請書では、それを踏まえた議論、環境監視等委員会も当然開催されておられませんし、そういう議論がなされずに単純に期間の延長という申請書でしたので、我々としては2カ月の期間設定の妥当性が判断できないということで不許可とした経緯がございます。

**○照屋守之委員** 皆さん方はサンゴを守る立場です。県の指導も受けながら、ある一定の期間や環境監視等委員会の開催も必要ですというもとに延長を出すわけですよね。そして、一旦許可したものを認めない、不許可にする行政行為が本当にできるのですか。では、不許可にして、このサンゴはどうすればいいのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 不許可としたところですけども、この不許可の通知の中に、「改めて当該サンゴの移植に係る特別採捕許可申請を行う場合は、本件、変更申請書の中で記載している理由において記述している環境監視等委員会の指導・助言を得た上で対応をお願いします。」と、改めて申請を行う場合はそのようにしてくださいということを付記した上で今後の対応を示したところです。その結果、3月20日付で申請が上がってきておりますので、その内容を審査した上で適切に対応するというところでございます。

**○照屋守之委員** 皆さん方の行為はサンゴを守るという前提ではなく、辺野古

に基地をつくらせないという部分から今の手続になるわけでしょう。担当部署はサンゴを守るという前提で、そこは申請が出ればきちんと指導をしてしっかりさせる、それが皆さん方のやるべき行政行為であって、今のやり方でいくとサンゴが死滅してしまうかもしれない、そこは国に押しつける。皆さん方は責任ある立場として、我々はサンゴの移植について、専門的にこういう形で対応するという具体的に提示できるものを持ち合わせた上で対応をしているのですか。向こうの言う分にはだめ、これはだめというやり方が本当にできるのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 私どもは許認可の運営に関しまして、この特別採捕許可もそうですけれども、個別の案件を一つ一つチェックしているところでございます。今回の件も先ほど申し上げたように、県の見解を示すに当たっては、我々の水産技師のスタッフに加えて、サンゴの専門家の助言も受けた上で判断しているところでございます。先ほどおっしゃった別件の不許可についても、一つ一つ我々の中で提出いただいた申請書—これは英文もございましたので、そういうものも手分けして読み込んで内容を確認した上で専門家のアドバイスも受けて最終的にそのような判断をしたということでございます。あくまでも事務方としては、技術的な立場から当該申請書を審査して判断したものでございます。

**○照屋守之委員** 第2滑走路の埋め立てのときもサンゴがありましたし、別もありましたよね。ただ、このように行政が許可せざるを得ないと許可したものが、その後に起きたことで、これは、不許可ですと。今度は、さらにいろいろなものをつけてまた同じ申請をする。そして許可する、不許可にすると。このようなやり方がありますか。このような行政がありますか。これは越権行為そのものではないですか。何を基準にそういうことがやれるのですか。これは皆さん方の責任が問われます。いいですか、サンゴの保護・育成—これは知事もわざわざワシントン事務所で触れています。守るべきものはしっかり守るということをきちんとやらないで、非常に曖昧でどう考えても絶対おかしいです。今、800億円もかけて仕事をしているのです。皆さん方のそういう意思決定によって、それが全てできなくなる可能性があるのです。このような重大なことを、このように曖昧に許可、不許可、別のものを出しなさいと。そして、後のものは全部不許可にしたのですよね。これは誰がどう責任をとるのですか。担当課として、行政手続上のものをこのようないいかげんに許可、不許可、また申請しなさいと。このような基準があるのですか。それを示してください。

○新里勝也農林水産部参事 私どもは先ほど申し上げたように、沖縄県漁業調整規則に沿いまして、個別の案件を審査しているところでございます。先ほども少し申し上げましたけれども、3月1日に不許可とした次の日、3月2日に別件の申請が来ております。オキナワハマサンゴ3群体と5群体の2件、それからヒメサンゴが1群体ずつ2件が提出されております。まず、オキナワハマサンゴについては、食害に遭ったオキナワハマサンゴと同様、食害対策に係る計画が検討されていないような試験研究計画になっていたことから、3月9日付で不許可としたところでございます。もう一つ、ヒメサンゴは、これも希少サンゴと言われておりまして、大きさも1センチメートル足らずの非常に小さなサンゴで、絶滅のおそれがあると位置づけされているものでございます。これについてはことしの1月24日付と先ほど申し上げた3月2日付で、1群体ずつ2件の特別採捕許可申請書が提出されております。内容を審査したところ、沖縄防衛局としては、このサンゴが白っぽいものですから、白化ではないかという懸念がございました。ただ、申請書に添付されておりました参考文献—これはグアムでの事例ですけれども、この写真の中で白く写っている写真がございます。これは健全であると言われていたヒメサンゴの文献でしたので、これをもとに白化の心配はないというような説明になっておりました。ただ、我々が英文の文献を細かくチェックしたところ、グアムの事例については、ヒメサンゴが海藻類の一種であるサンゴ藻に覆われて死亡してしまう事例として報告された文献であることがわかりました。一方、ヒメサンゴの移植先として想定されている海域において、別のヒメサンゴ2群体が確認されております。そして、この周辺でも同じサンゴ藻類が繁茂している状況が当該申請書の資料から確認されました。このため我々としては、移植先の選定について試験研究計画には妥当性の問題があるという判断のもとに3月9日に不許可として、あわせて環境監視等委員会の指導・助言を得た上で対応していただきたいという通知を出したところでございます。この件については現時点で再申請はまだなされていない状況でございます。

○照屋守之委員 今回のヒメサンゴの不許可についても、申請に対して、こういうことですよ、きちんとやってくださいというのが皆さん方の行政指導であって、これがなされていないので不許可にする。これは皆さん方の対応によって全部不許可ではないですか。照らし合わせて、ここはこうですから、まずいですと、持ち帰って検討させて出させるのが許認可であって、だめだから不許可にする。そうしたら仕事などは全部あなた方の都合で、越権行為で何が基準か

わからない、それで仕事が全部とまっていく。これは国に大きな損失を与えることになっているのです。このような行政を行って、本当に担当課の職員として責任がとれますか。このような行政はどこにもないです。幾ら何でもひどすぎませんか。それで我々は権限を有していますと言って、やりたい放題でこういうことをやるのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 我々も2月23日付の指導文書も出しているところでございますし、今回、不許可にするに当たって理由をきちんと書いて、こういう事例もあって、こういう内容なのでこういう判断になりますと丁寧に文書に落として説明させてもらっているところです。それを踏まえて当該事業者としても環境監視等委員会がございまして、その専門家の助言を受けた上で計画を練り直していただく必要があるのかということに対応しているところでございます。

**○照屋守之委員** ですから、練り直す必要があれば、口頭でそういう指導をすればいいでしょう。なぜ不許可にするのですか。このような行政手続はありません。許可する、不許可にする今のやり方、法律的にはそういう手続ですか。その手続にのっとってやっているのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 我々は沖縄県漁業調整規則に基づいて、1件、1件、個別の案件として申請書の内容、あるいは追加資料を提出していただくこともございますけれども、そういうものを事務方がきちんと審査した上で必要に応じて専門家の意見、アドバイスも受けた上で最終的に許可、不許可の判断をするという、ケース・バイ・ケースで対応しているところでございます。

**○照屋守之委員** これを不許可にするということでしたら、皆さん方がやることではありません。県の行政の責任者である県知事がこれをやるべきです。本来、県知事は監督する立場で、地方自治法でも認められているのです。監督する側が意思決定をする分には知事の責任でできますよね。ただ、今、行政手続として皆さん方がやっていることは越権行為です。このようなことはできません。これを知事が認めているのでしたら、知事は皆さん方を処分しないといけません。責任を追及しないといけません。申請を出したら不許可にする。皆さん方はこんなに横暴な権限を持っているのですか。指導もできないのですか。これはサンゴが死んでしまう一大出来事です。このようなことを平気でできますか。それでサンゴが死んでしまったら、申請者の責任ですか。皆さん方の責

任ではないですか。皆さん方はそういうリスク抱えながらやっているのです。今、改めて不許可にしたものの再申請が出されました。これもどうなりますか。結論は不許可ですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 20日に受けておりまして、今は内容の確認を行って審査をしているところでございます。現時点で許可、不許可の判断をお示しすることは困難と考えております。

**○照屋守之委員** 申請者は、希少サンゴを守るという形で所定の手続を行っています。そして、皆さん方は一旦許可しました。それを不許可にしました。そういうことも照らし合わせて再申請しました。これも不許可にする可能性あるのですか。一体全体どこまで続くのですか。その間にサンゴが死滅したらどうなるのですか。これも申請者の責任ですか。これだけ引き延ばしている皆さん方の責任はどうするのですか。これは辺野古の問題に賛成する人、反対する人どちらでも、全ての県民からするとそう思います。これを2年も3年も続けていくのですか。何の権限があって皆さん方はやるのですか。越権行為、違法行為ではないですか。本当にどう責任をとるのですか。皆さん方は国とやりとりをしていますが、県民や国民にとっても大変なことです。これだけ莫大な国費を投じてやる。それも賛否あるでしょうが、これはさまざまな法律にのっとった行政手続です。これを自分たちの都合で—これは行政マンの都合ではありません。許可したものを不許可にして、再申請を出す。今度も許可するか、許可しないかはわからない。本当に皆さん方は行政マンとして成り立つのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 我々としましては、沖縄県漁業調整規則に定める趣旨を踏まえて当該申請書をきちんと読み込んだ上で必要に応じて専門家の意見も聞いて事務方で案を作成し、最終的に知事の決裁をいただく手順で、手続を踏まえて判断するというところで常日ごろから対応しているところでございます。

**○照屋守之委員** 皆さん方がやっている一つ一つの行政手続について、識名トンネルの工事の件を見たときに、ああいう形で知事は責任を追及されずに担当の職員が責任を追及されて7000万円を払いなさいということになっています。誰が起案して、誰がどのようなことをやったのか、当事者の責任が問われていくのです。これも必ず国民からそういう損害賠償なり、違法行為だという裁判が起こります。そのときに識名トンネルみたいに知事に責任はなく、担当職員

に責任があると。退職した当時の部長と所長が責任を追及されているわけでしょう。皆さん方も終わった後にさかのぼって追及されます。これを埋立承認撤回につなげてみてください。どうなりますか。そういう危機感は持っていませんか。この議会が終わったらなしではありません。これはずっと続きます。不許可にした行為が本当に正当だったのか、ちょっとおかしいということでそこに原因があれば、当事者が責任を追及されてその分の損害賠償請求が来るわけです。知事にはいきません。そのぐらいの覚悟を持ってやっているのですか。

**○新里勝也農林水産部参事** 今般の識名トンネルの件についても、県民の厳しい視点というのは我々も重く受けとめているところでございまして、我々の中でも法律—今回の件では漁業法、あるいは沖縄県漁業調整規則、そういう手続をきちんと一つ一つ適切に行うよう確認し、専門家のアドバイスもいただきながら、慎重に審査を行って最終的な判断をするということで適切に行っていると考えております。

**○照屋守之委員** 普天間飛行場の問題、辺野古の問題も含めての代替案のことですが、新聞報道を見て驚いております。4年前の就任以来、水面下で政府に代替案を示したが一顧だにされなかった経緯があるということですが、前から知事は、これは国の責任ですので国でやると言ってきました。これまでこういう代替案をいつどこで誰が政府と交渉してきたのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず基本的に、沖縄県みずから代替案を検討したこと、また政府に対して沖縄県の代替案を提示したこともありません。ただ、それ以外でさまざまな意見が出ていたということで、それについて、政府に対してこういったことがあるけれども、どう考えているのかというような意見の照会は、過去に行ったことがあることを確認したところでございます。

**○照屋守之委員** それは知事公室長がないわけですよ。水面下で政府に示したが一顧だにされなかったということで、誰かがやっているわけです。それを調査しないといけないのではないですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 新聞報道では示したとありますが、県の案を示したということではないということです。世の中に出ているこういったいろいろな案について、政府の見解を問うたということが真相でございます。

○照屋守之委員 それは知事公室長がやったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私ではございません。

○照屋守之委員 本人がやっていないのに、なぜこのような話ができるのですか。これは政府にも確認して、しっかり調べて一我々が議会でもずっと話し合いをなささい、そういう条件を示しなささいといろいろ言っているけれども、我々の意見を一顧だにしなかったのは県知事です。ところが、議会の意見を無視して代替案をどうするかということを実際はやっていたわけでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますけれども、県として代替案を検討するとか、県の代替案を政府に示したという事実はございません。

○照屋守之委員 県としてというよりは、前の副知事や、そういう方々が水面下でいろいろやっていた可能性があるわけでしょう。ですから、やはりそこはもう一度、前副知事も含めて、真相をきちんと県民に説明しないと。2本立てでやることは、政治の世界ではあり得ることですので、こういうものを見るとやはりやっていたのだなと思うのです。ですから、ここはきちんと説明してもらわないと、事実は事実として、そうだったけれどもできなかった、どういう経緯でできなかったということは県民にしっかり説明する必要があるのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私も知事公室長としていたわけですが、その間、モチヅキ教授などさまざまな意見が出ていることや、そういった案について照会していたことは私自身も承知しておりますけれども、県が何か独自の案を検討して示すということは、私としてはないと考えているところです。

○照屋守之委員 これは誰もわからなかったもので、知事公室長がわからないところでやっているのです。特に、前副知事あたりはそういうことにたけていて、今もまだ官房長官と連絡をとれているということですので、そこは十分あり得ると思います。ですから、そこはしっかり調査して、政府にも確認してください。後ほど、米軍基地関係特別委員会でも参考人でお招きして、その辺の経緯をしっかりと確認する段取りを委員長に申し入れようと思っておりますけれども、この代替案についてどういう経緯があって、どうなっていたのかということをしつかり県民に示してください。これは大きな責任がありますので、要望

しておきます。

次に、今、盛んに撤回、撤回と言って、知事公室長は法的な部分も含めてさまざまな角度から検討していることを言われておりますけれども、平成28年12月26日に埋立承認取り消しを取り消して、奥港、本部港、中城湾港の使用などを認めて、どんどん工事が進んでいく方向に県の行政として進めてきた。そういうことをやりながらこれを撤回しようという考え方自体は、今までみずからがやっている県の対応について否定するものです。この責任は非常に大きく問われると思います。そして撤回とは、これまでのものはいいけれども、これから起こることに關して撤回するという話です。そうすると今までやってきた800億円ぐらいの構造物や工事関係が全てでき上がっていますが、撤回ということになれば、これまでのものについて県が全て責任を負ってもとに戻すと、そういう覚悟のもとに撤回を考えているのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず、知事が埋立承認取り消しを取り消したうちは、公有水面埋立法—公水法に基づく埋立承認が適法であるということを前提に対応することになります。そういった中で今後は関係法令、行政手続に従って手続を行っていくということです。その中には奥港のように許可をした例もあれば、先ほど来、議論になっていたサンゴの特別採捕について不許可の事例も出てくる。これは、行政手続に基づいて知事が適正に行うことが前提となっていてところでございます。撤回につきましては、承認後に生じた後発的な事情の変化によって看過できないような事情があれば、撤回は可能であろうということでございます。その際の損害賠償の話については、あくまでもこれは仮定の話です。実際の場合になってみないとわかりませんが、例えば、撤回をした後に工事がどれだけの期間とまるか、それが損害の算定額になるかもしれません。この辺のところは私も事案に基づいて見ないとわかりませんので何とも言えませんが、少なくとも個人が責任を負うということは、今の関係法令上ないと。すなわち、もし仮に沖縄県が損害を与えたということであれば、沖縄県が責任を負うと。その後、個人に対しては、国家賠償法に基づいてその行為に故意または重過失があった場合に求償をするかというような議論になろうかと思っています。そういったことまでる想定して議論しているわけではありませんが、いずれにしても撤回については国の動きをしっかりと見ながら対応したいと考えております。

**○照屋守之委員** 普通に物事を進めていって、ある日突然さまざまなことが起こって撤回をするということであれば、それは責任を問われません。ところが、

今は辺野古の工事をとめるために意図的に撤回をしようということですから、先ほどのサンゴの件もそうですが、そういう撤回ありき、つくらせないという意図が明確に働いているわけです。法的な瑕疵があると言って結局認められなかった埋立承認取り消しと全く一緒です。撤回を行ったときの1日5000万円、1カ月で15億円、半年で30億円という損害賠償を公費では担いません。これは県知事や撤回をした担当部署の担当者が責任を負う。ですから、それをやるということになれば、今の水産課、土木建築部、知事公室の職員も持ちません。もし副知事になられるのであれば、副知事が起案し、知事が決裁して、2人で責任を負うというぐらいの覚悟を決めないと、撤回というのはあり得ないでしょう。そのぐらいの覚悟を持ってやりますかということですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私はまだ議会の議決も得ていませんので、覚悟云々ということは答弁を差し控えますが、いずれにしましても県としては、行政行為として看過できない事情があれば撤回するということはずっと申し上げているところです。その後どういった形で賠償責任が問われるかについては仮定の話となりますので、言及は差し控えたいと思います。

○照屋守之委員 サンゴの件ですが、きちんとみずからの権限の範疇で法的な手続も含めて、判断をしてください。これは意図的に許可、不許可を乱発するのではなくて、きちんと普通に対応してください。もしどうしてもだめだと言うのであれば、これは県知事に不許可をさせてください。皆さん方が直接責任を追及される、処分されるということだけは絶対にやらないでください。私は皆さん方職員がこれまで法的にしっかりやってきたと思っています。もしそれができなければ、これは県民から直接訴えられます。そうすると、皆さん方が責任を負うということになりますので、そこだけはぜひ越権行為をしない形で行政手続を進めてください。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情第4号、昨年11月の海兵隊員による飲酒運転死亡事故の件ですけれども、これは今どういう状況になっているか御説明いただけますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 最近の動きといたしましては、3月19日、月曜日になりますが、那覇地裁で初公判が開かれまして、検察は懲役6年を求刑

し、判決は4月11日を予定しているという状況にあります。

○**金城勉委員** この陳情にもあるように、被害者への謝罪及び補償についてはどうですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 沖縄防衛局に今回の被害者補償について確認しましたが、その内容として、「司法手続中であり、現時点において確たることを申し上げることは差し控えますが、防衛省としては司法手続の推移を注視しつつ御遺族の心情にも配慮しながら誠意を持って対応をしてみたいと考えております。」との回答がございました。

○**金城勉委員** これは日米地位協定上の仕組みとしてはどういう形の補償になりますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 今回の事故については、公務外であることは確かですが、ただ公用車を利用していることがございまして、公務に当たるか、公務外に当たるかということがまだ確定されていないという状況にございます。もし公務外とした場合の話ですが、補償関係には大きく分けて3つの流れがありまして、例えば当事者間で示談が成立し、それで補償関係は終わるということがまず一つございます。それ以外に、個人が裁判に訴えて裁判額が確定し、その裁判額に対して補償の支払いが終わるとそれが解決ということがございます。3点目といたしましては、被害者の方々から日米地位協定第18条6項に基づいて、損害賠償の請求を国に行うという手続がございます。実際は、沖縄防衛局に提出することになりますが、それを受けると次は日米で協議いたします。その協議の中で金額の決定がなされて、その金額の決定に同意した場合は補償金が支払われると。一方、それが不同意の場合は、また裁判に戻って裁判の流れで処理されていくという3つの流れがあります。

○**金城勉委員** これも公務外ということだけれども公用車を使っているということですから、この辺の判断の仕方が難しいのですが、これはそういう見通しが立つまでの間は、被害者への補償、手当てというのは一切できないのですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** SACOの最終報告の中に、請求に対する支払いという項目がございます。その中に、「米側当局による請求の最終的な裁

定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。」という取り決めがございますので、制度としては無利子の貸し付けという制度がございます。

○**金城勉委員** 意外な答えが返ってきました。私が聞きたいのは、死亡事故を起こされて、遺族はその被害に悲しみ、苦しみ、しかし裁判が決着するまでの間は何もないのかということを知っているわけです。請求すれば無利子の融資云々というのは、話が論外でしょう。その前に、担当課としてこういう事件・事故は過去に何度も起こっているわけですから、いろいろなケースがあるわけですね。そのいろいろなケースに対してどのような被害補償がなされてきたのかという実態を把握する必要があります。実態を把握した上で今回のケースの場合には、どのように展開していくのかもきっちり把握しながら被害者をサポートする、あるいはアドバイスをする、そういうことも必要ではないですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 私たちも事件・事故の流れの中でどういった処理がされているかということは常々沖縄防衛局に確認し、また今後どうなるかという情報はつかむよう努力いたしております。ただ、裁判中であつたり、情報が少なく具体的につかめていないという状況がございますので、今後改めてそういった情報の収集、事件・事故の進捗について把握するよう努めてまいりたいと考えております。

○**金城勉委員** もっと緊張感を持ってやるべきです。やはり人の命が失われて、そしてそれを悲しみ、苦しんでいる遺族がいらっしゃるわけですから、そういう人たちに対して何らかの相談はありませんかと、あるいは今はどういう状況ですかという声をかけながら県としてサポートしていくことが非常に大事なことだと思います。それと関連して、今、マスコミでも取り沙汰されている2016年4月の女性殺害事件についても補償がどうなるのか、今把握している分について御説明いただけませんか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 昨今の報道を受けて、私たちも沖縄防衛局に確認いたしました。ただ、沖縄防衛局からは本事件の御遺族に対する補償については、「被害者側のプライバシーにかかわるものであり、また、防衛省及び外務省において米側との間でさまざまなレベルで協議中であるため、現時点で詳細についてお答えすることは差し控えます。」という回答がございまして、具体的な進捗はつかめていない状況ではありますが、防衛大臣から3月16日の

会見で日米地位協定の解釈等について米側と外務省が協議しているということを承知しているという発言がございましたので、今、事実関係について外務省にどういった協議をしているのかということを確認中でございます。

○金城勉委員 マスコミ報道では、日米の見解が違っていると報道されておりますけれども、これは把握していますか。

○謝花喜一郎知事公室長 報道のみではなく、沖縄防衛局に直接連絡して、見解の相違について問いただしております。そういった中において、米側は、慰謝料を支払う対象は、合衆国軍隊の構成員または被用者に対する請求となっております。この被告はいわゆる被用者ではないというのが米側の主張だということです。それに対して日本政府からは、被用者の定義について米国が直接雇用する軍属だけではなく、間接雇用の被用者も含まれているということで省庁挙げて対応しているという説明がございました。そういった中において、ケネス被告については第1条の補足協定で軍属の対象外の中で二転三転して、結果的に補足協定を採用して軍属の身分を与えながら、一方で補償においては米側の言うような形になりますと、これは決して県として容認できるものではありませんので、しっかりと日本政府においては米側に対応してもらいたいということを求めたところでございます。

○金城勉委員 この件については、県として、外務省や防衛省に対して被害者補償への具体的な要請というのはやっておりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 報道で第一報を知ったものですから、これについては文書による要請ではなく、県としては決して看過できないということですので沖縄防衛局に直接電話で問い合わせたところ、先ほどのような回答をいただいたということです。これについては本日も新聞報道等で示されておりましたけれども、この件についてはしっかりと日本政府において米側と交渉を行っていただきたいと考えております。

○金城勉委員 この件については、被害者への補償がしっかり手当てできるように、ぜひ日米両政府に要請をしていただきたいと思います。それで、この件について日米の政府間で見解が違っているという、なぜそういう結果が起こるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県としても文言の解釈の違いをいろいろ調べていますが、これは私見になりますが、日米地位協定の英文と我々が日常見ている和文の違いが原点になっているのではないかという感想を持っております。「または、または」と続けるのが日本ですが、英文は被用者に限定されているような形になっているものですから、そういったところで解釈の違いが出ているのではないかと思います。我々としては、日本の和文であれば、間接雇用も含まれるという解釈が成り立つと思いますので、その辺をしっかりと米側に交渉してもらいたいと思っていますところです。

○金城勉委員 英文であれ、和文であれ、解釈の違いが生じないような文章にしなければいけないでしょう。そういう意味でも、日米地位協定の見直し、改定というものが求められるわけで、お互い文章の解釈上で日米の見解が違うということになると、日米地位協定そのものが成り立たなくなるのではないですか。そういう視点からも検討し、しっかり皆さんの見直し案についてもぜひ加えてやるべきだと思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 重要な分野だと認識しているところです。

○金城勉委員 ぜひこの件についてはしっかりした被害者補償、遺族補償ができるように、皆さんもしっかりかかわっていただきたいと思います。

個人の支払い能力が問われた場合の対応の仕方はどうなりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 先ほど公務外の流れを説明しましたが、その中の日米地位協定第18条6項に基づく損害賠償請求になります。これ自体は、加害者の資力がない場合などが対象になります。まずその請求が出ますと、先ほど言ったように日米で日本の大臣と米軍で協議をいたします。その中で補償額が決定されます。その額が被害者と同意になった場合、金銭がそのまま支払われるという流れになります。それが不同意になった場合は、また裁判の流れにいくということになります。

○金城勉委員 この額の分担の割合はどうですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 日米地位協定第18条6項に基づく日米の協議後、金額を決定して同意した場合、その同意した全額は米側の負担となります。一方、不同意の場合は改めて額が決まりまして、日米で決まった金額と新たに

決まった金額の差額については日本側の負担という仕組みになっております。

○金城勉委員 日米地位協定関連でお聞きしますが、知事公室長もドイツ、イタリアに行かれて調査をしてきて、1枚紙の報告書は見ましたが、それ以外に年度内で報告書をまとめる予定もありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 報告書を年度内にまとめるべく、今、担当者が鋭意努力しているところです。

○金城勉委員 これは分量も含めて、どの程度のものですか。

○謝花喜一郎知事公室長 せんだって、担当者まとめ方について意見交換をしましたが、業者任せではなく、自分たちで報告書をつくり上げようと考えております。調整段階ではございますが、現地においていただいたさまざまな資料をできる限りお載せしようと。そして、委員からも御指摘がありましたけれども、事例比較がなるべくわかりやすくできるように、中間報告であるにしろ努めるべきではないかという議論がありました。その辺の表現の仕方をどうするかということをいろいろ議論しているところです。あと、最後の段階で次年度の方向性まで記述し、3編立てぐらいの形を議論をしているところでございます。

○金城勉委員 皆さんの計画では、今回の調査を本年度中に中間報告のような形でまとめてやることと、新年度以降も調査するのか、想定されるスケジュール、あるいはシナリオはどのように考えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今年度の報告の中で次年度の記述を入れようと思っておりますが、今回は主に日米地位協定第3条の管理権が中心になっていたと思います。今後はいろいろと議論になっている第25条関連一日米合同委員会の話、それから第17条については過去にも調査をしてきたという経緯がありますし、我々の感触では他国と比較してもそれほど差がないのではというような感触も若干あるものですから、検討中でございます。ただ、それ以外のところで、先ほど第18条の議論が出ましたけれども、担当者レベルでは我々がもう少し事例の関係で分析できるものがあるのではないかと感じているところがありますので、そこを少し議論して、方向性を盛り込んでいければと考えているところです。

○金城勉委員 ぜひ、実り多いものにしていただきたいということで、私も提案した立場として非常に期待をしております。我々公明党も中央に沖縄21世紀委員会がありまして、そこでワーキングチームをつくって日米地位協定の改定に向けた作業をしておりますが、できれば皆さんのまとめたものも非常に参考にしたいと思っております。国会でも各委員会で提案をしたりということもしておりますので、ぜひまとめていただきたいと思っております。そこで、一番ポイントになると私個人としても思うのは、やはり管理権の問題です。第17条の件については、おっしゃるのように私の情報でもそんなにドイツ、イタリアと変わっていない気がします。日本の場合、自衛隊は軍隊ではないので、その辺の整備がもう少し必要かという気はしますけれども、それと第18条、今回のケース、そして日米合同委員会といったものを具体的にいろいろな事件・事故の事例を通しながらその違いを、日本の場合はどう、他国の場合はどうということをご一般の方々も理解しやすい国民的なものにまとめてほしいと思うのがまず1点目。そしてもう一つは、ボン補足協定、イタリアの協定、あるいは今後皆さんが予定しているフィリピンといったところの原文に当たりながら、日米地位協定との比較一ですから、事例研究と同時に、専門的な立場から議論をぶつけ合っても耐え得るようなものの両方が必要だと思うのです。そこはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 全く委員と同じような感覚です。担当者も出発前から大分準備に時間を費やし、原文に当たってなるべく翻訳も行っています。ただ、細かい法令までは出発前にはできなくて、それをどこまで入れるかは論点になりますけれども、比較表ベースのものは一定程度出発前からでき上がっていますので、そういったものも入れた上で事例を示す、というような形のものを今考えているところです。

○金城勉委員 私も非常に期待しています。そういうところまでいくスケジュールとして、平成30年度ではまとめられますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今年度の報告については今年度でまとめたいと思っております。平成30年度については、新しい知事公室長等にバトンタッチした上で検討しますが、一定程度の方向性は示したいと思っております。その後、それぞれの全体的なスケジュールの中で視察場所等を確定し、十分なまとめる時間をつくった上で平成30年度中の報告、または、さらにより深くというよう

な議論もあるかもしれませんが、今後については新しいメンバーにバトンタッチをさせていただければと思います。

○**金城勉委員** 非常に重要なテーマであるだけにしっかりやっていただきたいのですが、一方ではスピード感も必要です。やはり、国会の間でもこういう議論が起こってきていますし、私が驚いたのは、沖縄防衛局長をやっていた方が国会議員になって、見直しを提案したという記事がありました。そういう意味では気運が徐々に出てきたのかという気がしますので、この機会に県としても平成30年度—1年くらいかけてしっかりしたものをつくって提案する、あるいはまた日米両政府に要請していくというスケジュール感でやっていただきたいと思いますが、最後にいかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 私は大体そのような方向性を視野に入れて今やっているところですので、ぜひそのような形でできればということで引き続き行いたいと思っております。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
瀬長美佐雄委員。

○**瀬長美佐雄委員** 陳情第28号、高江で発生したCH53Eの不時着、炎上の件で、土壤汚染が懸念されていた事案でもありますが、それについての調査結果とか報告は受けていますか。

○**仲宗根一哉環境保全課長** 県でも昨年10月の事故に際して、10月17日、20日に内周規制線の中にも入ってサンプリングを行っております。土壤汚染対策法に基づく土壤の分析を行うと同時に、放射性物質—ストロンチウム90についても分析を委託して分析結果を得て、3月1日に土壤の有害物質とストロンチウム90の分析結果についてホームページ上で公表しております。分析結果につきましては、基準値を超えた有害物質はなかったと。そして、ストロンチウム90につきましても、一般的な全国の分析値を超えるようなものはなかったということでございます。

○**瀬長美佐雄委員** 県がサンプリングを行ったというのは、多分、土壤を米軍が持ち去った後なのかと思いますが、一つ聞きたかったのは、この不時着、炎上事故がなぜ起こったのかについては報告はありましたか。

○金城典和参事兼基地対策課長 CH53Eの不時着、炎上事故についてですが、その当時の発表によりますと、飛行中に煙が出て、それで緊急着陸し、その後炎上したという報道はございました。ただ、米軍からきちんとした報告書での提供はまだいただいていない状況です。

○瀬長美佐雄委員 不時着して炎上したという根本の原因が究明されないまま同型機は飛んでいる状況だと。これ自体許せないわけですが、持ち去られた土壌について米軍からの調査報告はどうなっていますか。

○棚原憲実環境企画統括監 沖縄県としましてもその調査データについては非常に重要なことだと思ひまして、米軍に対して情報の共有を文書でも依頼していますが、今現在、その報告はありません。また、持ち去られた土壌につきましては、3月20日に沖縄防衛局から、キャンプ・キンザーに適正な状況で管理しているという連絡はありました。ただ、土壌の検査データについては沖縄防衛局も今現在米側から情報は得ていないと回答しております。

○瀬長美佐雄委員 汚染物質が懸念されていて、今言うようにしっかりした調査報告もされていない、ある意味で米軍が適切に管理していますと言うだけでは許されない。そういった危険性がある懸念を県民は抱いているわけで、持ち去った土壌をどう処理したのか、除染をして対応したのか、あるいはアメリカにでも持ち去るのか、最終報告まで見届けるという立場で臨むべきだと思ひますけれども、どうなのでしょう。

○棚原憲実環境企画統括監 おっしゃるとおり、事故現場から米軍が持ち去った土壌につきましては、周辺住民の不安や懸念の声ももちろんありますので、県としましても保管状況等内容について確認する必要があると考えています。それにつきまして、昨年11月28日付で米軍に対して搬出土壌の調査結果とか、保管状況の確認等について文書で照会しておりますが、米軍からは沖縄防衛局を通して要請してくださいというお話がありました。そのことを踏まえて改めて12月18日付で沖縄防衛局に対して同様の照会を米軍に対して行うように文書で依頼しているところです。

○瀬長美佐雄委員 依頼を受けた沖縄防衛局は、県の意向を受けてやったのかどうか、それはどうなっていますか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 我々も沖縄防衛局に随時確認しておりまして、沖縄防衛局も米軍に対しては照会しているけれども、今現在、情報提供を受けていないということで、我々も引き続き情報提供については強く求めていきたいと考えております。

○**瀬長美佐雄委員** 陳情平成29年第81号、訓練の激化が進んでおり、騒音測定も国としてやっているであろうと思いますが、実態はどういう状況ですか。聞かれる声としては、ひどくなっているという状況も伺っています。

○**仲宗根一哉環境保全課長** 沖縄防衛局では、高江一特に牛道集落、車集落、宮城集落の3つの集落で測定を行っておりまして、平成25年度から県にも情報としてデータを提供していただいています。月ごとの騒音の発生回数とか、騒音の環境指標—Ldenといったものを提供いただいております。今現在、平成29年度につきましてはことしの1月までのデータをいただいております。平成26年度から本格的な運用がされているので、その辺から見てみますと、牛道集落については、年間を通して平成26年度が39.5デシベル。平成27年度が44.7デシベル、平成28年度が48.3デシベルとなっております。車集落については、平成26年度が38.6デシベル、平成27年度が43.2デシベル、平成28年度が48.1デシベルとなっております。宮城集落につきましては、平成26年度が38.8デシベル、平成27年度が39.1デシベル、平成28年度が41.4デシベルとなっております。このデシベルについては、通常、環境基準値を適用する場合は、地域に類型指定をしてから環境基準を適用するのですが、今現在、東村については環境基準の地域が指定されているわけではありませんが、環境基準値が専ら住居のように供する地域—類型地と言っておりますが、この場合が57デシベル以下となっておりますので、まだ環境基準値を超えているという状況ではありません。今年度について見ますと、ほぼ平成28年度と同程度で推移している状況でございます。

○**瀬長美佐雄委員** 演習回数とかについてはどうですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 回数について、3地区ございますが、そのうち牛道集落でいいますと、これは昼間、夜間の合計の数字になりますが、平成25年度が918回、平成26年度が1474回、平成27年度が4216回、平成28年度が6887回となっております。それから車集落については、平成25年度が653回、平成26年度が882回、平成27年度が2631回、平成28年度が5079回となっております。

ます。もう一つの宮城集落については、平成25年度が631回、平成26年度が475回、平成27年度が909回、平成28年度が1003回となっております。

○瀬長美佐雄委員 本当にひどい勢いでふえていると。それでいつ落ちるかもわからないという状況で高江の皆さんは本当に心労もしていると。あるいは転校してしまった家庭もあると。そういうことを踏まえて、回数もそうですし、異常だということで、減らすというような対応をぜひとっていただきたいと思います。その件で、オスプレイの場合は低周波の影響が懸念されます。処理概要で鳥類や小型コウモリを対象とした騒音等影響実態調査を始めているという記載がありますが、どういう状況で始めていますか。

○金城賢自然保護課長 御承知だと思いますが、ヤンバルはノグチゲラやヤンバルクイナなどの貴重な生物が住んでおり、世界自然遺産にも推薦されております。一方で、そういった鳥や小型コウモリについて繁殖やコミュニケーションの阻害といった影響が懸念されておりました、県議会でも御質問があったり、環境団体からの要請もあります。県としましては、平成30年2月から委託契約で業者と契約し、3月から調査を始めたところですが、鳥類や小型コウモリというのは繁殖時期が3月や、7月ごろにかけてですので、年度当初からやらないといけないということがありまして、それでことしの2月には契約を済ませて3月から専門家の意見等も聞きながら調査計画を立てて進め始めたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 新年度予算にも反映されていたかと思っています。これは継続なのか、別建てでやるのですか。

○金城賢自然保護課長 ことしの2月から始めるということで、今年度の11月補正で債務負担行為として認めていただきまして、継続事業として2年間行う予定としております。

○瀬長美佐雄委員 小型コウモリという限定なのか、大型コウモリへの影響も懸念されますが、そこはどのような対応ですか。

○金城賢自然保護課長 ヤンバルには4種類の小型コウモリが生息していると言われております。あと、大型コウモリでオレイオオコウモリがいますが、小型コウモリは大型コウモリと違って洞窟性であるとか樹洞性といいまして、夜

間に洞窟から出て超音波を発しながら飛んでいくので、なかなか生態がわからないということがあります。一方、大型コウモリはフルーツバットといいまして、通常、畑などで見られますが、平成28年度、平成29年度に見られているかについて当課の職員が聞き取り調査をしておりますので、そういったことは継続していきたいと思っております。小型コウモリは先ほど申しましたように、なかなか生態がわからないということで、専門のコンサルタントに委託しながら調査を進めていくということでもあります。

**○瀬長美佐雄委員** ぜひ実態調査を踏まえた対応もお願いしたいと思えます。

先ほど発言もありましたが、卒業式にかかわらず嘉手納や普天間周辺がうるさかったと。ちなみに私は豊見城ですが、豊見城でもうるさいということが地域からありまして、ある意味で県内どこでも飛び交って爆音をまき散らしているのかと。多分、外来機が来て騒音がひどくなっていると思えます。最近の傾向として、全県的にどうなのかという情報収集などはされているのでしょうか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 嘉手納飛行場における外来機の状況ですが、嘉手納町役場で目視で3月14日に確認しております。そのデータをいただきましたので、御報告いたします。まず外来機でいいますと、F35Aが12機、F35Bが4機、F22Aラプターが2機、FA18ホーネットが15機、E2D早期警戒機が3機、C2D輸送機が2機、C5大型輸送機が1機、それ以外にもヘリが幾つかいるようですけれども、これを足すと約39機程度の外来機が来ているという状況にあります。騒音の実態についてですが、外来機が来る前の昨年度の8月1日から10月31日までの騒音発生件数一延べ66日間ですが、その1日当たりの平均値を参考にして3月14日に騒音が何回あったかということで一応確認した数字がございます。まず、屋良地区は外来機が来る前の1日当たりの平均回数が65.1回、これが3月14日でいいますと132回、約2倍となっております。嘉手納地区においては、49.4回が122回、倍率でいうと約2.5倍。また、兼久地区では32.7回に対して94回、2.9倍ということで倍増している現状でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 負担軽減どころか負担増大だという実態が今の答弁でもわかるわけで、ここはぜひ異常だという立場で臨んでほしいと思えます。同時に豊見城もそうですが、県内各地でうるさいといったときに苦情の電話なりが周知されてしかるべきであります。記事の中で夜間も苦情があるときにどうするのかと。北谷町では24時間、フリーダイヤルで対応するとなっておりますが、沖縄県としてはどういう取り組み状況になっていきますか。市町村任せですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 県庁における航空機による騒音の問い合わせや苦情の電話についてですが、昼間の勤務時間については基地対策課で被害状況や本人からの訴えについて聞き取りをしている状況でございます。一方、夜間については特に専用窓口などはつくっておりませんので、今行っているのは昼間の対応のみという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 外来機は特に演習エリアもあってなきのごとく飛び交っているわけで、全県的に一豊見城でも糸満でもそうですが、うるさいといったときに、役所にされている方もいるかもしれませんが、そこは北谷に倣ってといえますか、県として正確に被害の実態を把握するというような対応は検討すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 今回、北谷町で米軍苦情について無料ダイヤルを取り組むようですので、その辺の実態も開始して以降、状況も確認しながらどうするかということは検討してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 辺野古の件ですが、海底調査を行ったときのデータを共産党国会議員の赤嶺議員が入手されたということが地元の新聞記事にも載っていますが、これについて県としては把握あるいはそのデータを取り寄せているのか、どういう対応状況でしょうか。

○永山正海岸防災課長 つい先日、新聞等で報道がありました地質調査報告書というのが平成26年度に行われた地質調査報告書になっておりまして、その報告書については、今、沖縄防衛局に申し入れをしていて、まだ入手できておりません。

○瀬長美佐雄委員 いわゆるポセイドンの調査はまだ進行中なのかと思いますが、実態としては終わっていますか。

○永山正海岸防災課長 ポセイドン大型掘削調査船による調査データについては文書で求めたのですが、沖縄防衛局側はまだ取りまとめ中で、取りまとめた段階で資料を提供するという回答がございました。

○瀬長美佐雄委員 現時点で入手された結果としては、軟弱地盤だということ

が明らかになっていきますし、専門家からの評価としてはマヨネーズ並みの可能性、強度ゼロのところは何千トンのケーソンが投入されるだけで地盤沈下していくということも含めて、こういうところに埋め立てできるはずがないという見立てです。やはりしっかりと調査データを入手して、早急に対応も考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

○上原国定土木整備統括監 この軟弱地盤とされている箇所は、C1からC3の護岸部分だと思われませんが、留意事項で付した実施設計の事前協議について、まだ沖縄防衛局からの申し入れがございませんので、それにつきましては事前協議の申し入れがあった時点で必要な調査を行って、構造物全体の安定性、安全性を確認していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 C1の護岸については、実施設計どころかしっかりした設計がそもそも協議の対象にもなっていない段階だという理解でいいですか。

○上原国定土木整備統括監 まだ事前協議が一切なされておられませんので、今後なされるであろうと考えております。

○瀬長美佐雄委員 今とても大事なところで、工事は始まっているので最後まで進むだろうと。国はそのような言い方をしながら肝心の護岸の設計の協議さえやっていない。ですから、あの地点は埋め立てもできなければどうやるのかさえも始まらない段階だということで理解しましたが、今回入手した資料の中でも活断層を調査自体が指摘をしている点もありますので、少なくともこの調査データを早目に入手する催促をすべきだと思いますが、どうなのでしょう。

○永山正海岸防災課長 現在、沖縄防衛局に依頼しておりますので、入手次第、その辺の関連性についても照会をかけたいと思っています。ただ、護岸の事前協議の中でその辺の調査をすることになっておりまして、調査データだけではその辺の調査ができませんので、やはりC護岸に関する実施設計協議が出たときにその辺の調査ができるのかと考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情平成28年第78号、高江やオスプレイについて書いてある

ものは全て関連しますので一括して行います。

まず、北部訓練場の過半返還は負担軽減になると盛んに宣伝されましたけれども、返還されたのはいつでしたか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成28年12月22日でございます。

○渡久地修委員 これは県民の負担軽減ということを盛んに宣伝していましたが、実際に負担軽減になっていると思いますか、認識をお聞かせください。

○謝花喜一郎知事公室長 県の基本的スタンスは、S A C Oの合意事案を着実に実施することが負担軽減につながるということでした。ただ、北部訓練場の4000ヘクタールが返還される代替施設として6カ所のヘリ着陸帯ができました。その結果、周辺集落において訓練が激化していると。6カ所のヘリ着陸帯のうち、特に3カ所は大変住宅地域に近いということで、大変苦情がふえているということを県も認識してございます。そういったことで県としては、3カ所のヘリ着陸帯については使用しないようにということを米側に求めているところです。

○渡久地修委員 今、逆に騒音がふえているということなのですが、先ほど瀬長委員が騒音レベルや回数などについて質疑していましたが、ちょっと角度を変えて、いわゆる返還された平成28年12月22日以降の騒音の実態一回数はそれ以前と比べて減っているのか、ふえているのか、教えてください。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど、北部訓練場の返還が平成28年12月22日ということでありましたが、先行提供後の高江の牛道地区あたりの騒音発生回数の推移というのを見てみますと、北部訓練場の返還式典以降に騒音発生回数が増加しているというよりは、平成28年度に入ってから騒音の発生回数が非常に増加しております。具体的に、月別の1日当たりの騒音発生回数について、平成28年6月が32.7回とこれが突出しております。その後、平成28年11月以降は1日当たりの騒音発生回数及び夜間騒音発生回数とも前年、同月を超える形で推移しております。

○渡久地修委員 要するに、返還されても回数もレベルもふえているわけですね。どうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 騒音発生回数については確かに増加しております。

○渡久地修委員 改めてお聞きしますが、負担軽減にはなっていないということで再度確認しますが、それでいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 返還後、苦情がふえているという認識でございます。

○渡久地修委員 県議会は、高江周辺の6カ所の着陸帯の使用中止を全会一致で求めました。これは県議会の総意でまとめたけれども、それについて皆さんはどう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この6カ所のヘリ着陸帯の使用中止というものは、10月のCH53Eの不時着、炎上事故に起因しての決議だと思います。それにつきましては県も大変重く受けとめているところです。そういった中において県としましては、より実現可能な方策といたしまして、住宅地域に近い3カ所、それと住宅地上空を飛ばないこと、またダム上空を飛ばないことを米側に強く申し入れ、その実現を求めているところです。

○渡久地修委員 高江の皆さんの苦悩も大変ですので、ぜひ県としても全力を挙げてください。

先ほどの瀬長委員の質疑を再度確認する意味で、CH53Eが墜落したときに米軍が持っていった土壌は現在どこに保管されていますか。

○棚原憲実環境企画統括監 沖縄防衛局からの情報によると、特定の場所は確認しておりませんが、キャンプ・キンザー内ということは連絡を受けております。

○渡久地修委員 キャンプ・キンザーに保管されているということについては、東村議会でも答弁されていますが、「特定の場所は聞いていませんが、キャンプ・キンザーに保管されているということです。」ということで済まされる問題ですか。このような放射能に汚染されたものが、住民の近くに保管されているということに対して、皆さんはどのような動きをするのですか。立入調査などを求めたり、土壌の提供を求めたり、みずから調査するということまで

やらないといけないのではないですか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 委員おっしゃるように、そういう不安や懸念につきましては我々も重要なことだと考えておりますので、先ほど瀬長委員からの質疑の際にもお答えしましたが、我々は調査結果を早急に県にも共有させてほしいということで沖縄防衛局を通じて今現在依頼しております。その調査結果を踏まえて、浦添市と沖縄防衛局と調整の上、立入調査については検討していきたいと考えております。

○**渡久地修委員** 私は、調査結果を待つということは言っておりません。直ちに、県が立入調査を求めて、土壌の提供も求めて、県自身で調査すべきではないかという主体的なことを求めているのですが、どうですか。

○**棚原憲実環境企画統括監** この件につきましては、関係機関で今後さらに詰めて調査させていただきたいと思えます。

○**渡久地修委員** 皆さんはドイツ、イタリアも行っていますが、ドイツ、イタリアではこういったときにはちゃんと関係自治体が立入調査をできるはずなのです。その辺はどうですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** ドイツにおきましては、首長もパスを持っておりまして、理由を述べれば立入調査が可能になっていると聞いております。

○**渡久地修委員** ですから、日米地位協定でできないという皆さんの先入観念でもって、どうせできないだろうということで動かないのではなく、こういう放射能に汚染されたものが浦添市のキャンプ・キンザーに保管されていると。都市部の基地に。これは看過できないので県として直ちに調査したいということを通告して、まず申し込んでやるべきではないですか。それで断られたら断られたで日米地位協定の壁があるということはありますが、今、日米地位協定の壁の前に皆さんの中に壁があるのではないですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 放射能汚染の有無の懸念がまだある中で、そういった委員からの御指摘は心情的にも理解できますので、そういった件につきましては申し入れを行う必要があると考えております。県としてしっかり対応させていただきたいと思えます。

○渡久地修委員 確認しますが、直ちに調査させてほしいという申し入れを行うということでもいいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、申し入れは行うということでございます。

○渡久地修委員 とにかく、日米地位協定とか、そういう壁を突破していくためには、具体的に動いていかないとできないのです。こちらからはできないと思って、こちらから閉ざしてはいけないと思います。そうしないと日米地位協定の壁は突破できないので、ぜひよろしくお願いします。早急にやってください。

次に、陳情にありますオスプレイの飛行について、沖縄でもずっと上空をオスプレイが飛んでいたりしていますが、現在、アメリカ本国含めて海兵隊全体でMV22オスプレイが何機所有されていて、そのうち沖縄に何機あるのか教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、オスプレイの沖縄県における配置状況ですが、普天間飛行場に24機配属されております。全体的な機数については、私が持っているインターネットの情報によりますと、生産数は350機以上という状況になっているようです。

○渡久地修委員 沖縄に配属されている24機のうち2機は墜落して使用不能になったと思いますが、その後補充されたのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 以前、名護市安部沖、それから昨年8月にオーストラリア沖で1機墜落していて、トータル2機喪失しているという状況がございます。以前、米軍関係者に普天間飛行場の機数は何機かと確認したところ、既に補充されて24機配属しているという答えがございました。

○渡久地修委員 オスプレイは海兵隊全体で約300機ありまして、そのうちの48%が使えて、残りは使えない状況にあるということが昨年11月9日の米下院軍事委員会で米海兵隊航空副司令官スティーブン・ラダー中將が証言しています。海兵隊のオスプレイは、整備士不足、深刻な部品不足で48%しか使えないということが証言されています。これは把握していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、委員がおっしゃるように、昨年11月9日の米下院軍事委員会でスティーブン・ラダー中將が証言されたという報道があることは承知しております。その中で、MV22については稼働率が48%という発言があり、またそれ以外にオスプレイだけではなくて、海兵隊全体で飛行可能な機体が43%にとどまっているという発言がございます。この43%というのは、昨年10月5日にヘリテージ財団の報告書がございますが、そこで2016年12月31日現在、海兵隊の固定翼機、回転翼機のわずか4割が飛行可能と考えられているという報告とほぼ一致する数字の内容となっていると理解しております。

○渡久地修委員 米下院軍事委員会でも43%しか使えない、あるいはオスプレイは48%と。そして、この前の委員会であった沖縄の普天間基地所属の回転翼機は全部が事故を起こしているという点で、このまま放置すると大変です。県議会は、普天間飛行場所属の航空機の保育園、学校、病院、民間地上空の飛行中止を全会一致で求めている、県もそういう立場に立つべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県におきましては、学校上空を飛ばないようにということを申し入れているところでございまして、県議会の決議は重く受けとめているところです。

○渡久地修委員 次に、陳情平成28年第39号、陳情平成28年第178号、ほか辺野古関係ですが、先日の裁判について県内の新聞報道を見ていると、県が敗訴したということを大きく書いているところもありますし、あるいは裁判所は判断をしなかったということを大きく書いているところもありました。その裁判について、皆さんは実際どういう認識をお持ちですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先月、3月13日に差しとめ訴訟に関する判決がなされましたが、それに関して裁判所の判断としましては、県の訴えは法律上の争訟性がないということでの却下という形になっております。それで県がいろいろ求めた岩礁破碎等の許可に関することであるとか、あるいは漁業権が変更された建物に関しての判断というものは一切示されていないという状況でございます。

○渡久地修委員 県が負けたという記事もありますが、私は負けたとは思えません。提訴したら県側は却下ですので、そういう言い分に形式的にはなるかも

しませんが、實際上、勝ち負けという点ではどちらも勝ってはいないですし、負けてもいません。どうなのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 　　どういう形で言うかということもいろいろあるかとは思いますが、法律上の争訟性がないということで、これについては裁判所が判断することではないということで却下しております。中身についての判断というのは示されていないということです。あくまでも却下という形で我々としては捉えているところでございます。

○渡久地修委員 　　岩礁破碎の許可が必要だという県のこれまでの立場というのは、この裁判によってどう変わりましたか。

○新里勝也農林水産部参事 　　県としては、訴訟に入る前から漁業権はいまだにあるということを前提に、岩礁破碎許可は必要ですので申請してくださいという指導をしているところでございます。これは現時点でも変わっておりません。

○渡久地修委員 　　この立場はいささかもこの裁判の結果によって揺らぐものではないということで理解していいですか。

○新里勝也農林水産部参事 　　現時点では変わっていないという認識でございます。

○渡久地修委員 　　ぜひ、頑張ってください。

陳情第27号、県議会で可決された米軍関係の決議を県行政に反映させることを求める陳情というのがありますが、先ほどもいろいろな議論がありました。県議会はこれまで高江の6カ所のヘリパッドの使用中止、普天間飛行場所属航空機の飛行・訓練の中止、それからいろいろな経緯がありましたが、普天間飛行場を直ちに運用停止すること、航空特例法を廃止して日本の航空法を遵守すること、海兵隊の国外・県外移転をすることを全会一致で求めました。これが実現できたら物すごく沖縄の基地行政というのは変わりますよね。沖縄の基地の被害というのは結構なくなると思います。ですから、この陳情の県行政に反映させる、これは県議会が何度も何度も上げて、日米両政府が聞かないということに対する怒りのあらわれだと思いますが、その辺についての見解と県行政に反映させるためにどうするのかという見解について聞かしてください。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員からの質疑の中でありましたけれども、やはり沖縄県民の気持ちのあらわれ、それを県議会の総意ということでの決議だと思っております。そういった県議会の決議は、我々行政を預かるものとしてしっかりそれを捉えて行政に反映させるということも極めて重要なことだと思っております。一方で、我々行政としては実現可能性というものを重視して、それをまた実現させることも極めて重要だと思っておりますので、県としましては、県議会決議もしっかり見ながらできるものから一つ一つ解決に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

○渡久地修委員 今の陳情と先ほどやりました辺野古新基地建設などの陳情あわせて先ほどもありましたワシントンDCへの訪米とシンポジウムがありますよね。これについては午前中にいろいろ質疑もありましたが、幾つか確認したいと思えます。沖縄県がワシントンDCに事務所を設置して、知事が毎年のようにこれまで何度も一翁長知事だけでなく、過去の知事含めて訪米をして、今回もワシントンDCで沖縄県がシンポジウムを開催したと。なぜ沖縄県がこれをやらないといけないのか、その理由を教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 これは西銘県政時代から始まっておりますが、やはり沖縄の過重な基地負担についてその解決をいかにするか、それぞれの県政において保革を問わず真剣に議論がなされたと思えます。そういった中において、じかにワシントンDCにおいて沖縄県民の声を届けることが極めて重要であるという認識のもと、そういった訪米活動がなされたものと理解しているところです。

○渡久地修委員 私たちはこれまで抗議決議なりを外務省沖縄事務所、あるいは外務省の本省、防衛省、沖縄防衛局にも直接行きましたが、私が特に痛感したのは、沖縄県民の声を日本政府はアメリカに届けていないと。あるいは、逆にゆがんだ情報が伝えられているということを非常に実感してきました。ですから、県議会でも、直接沖縄県民の声を届けるためにワシントンDCに発信する必要があるのではないかというのがこれまでの議論の到達で、それでワシントン事務所が設置され、訪米活動だと思えます。本来、日本政府がこれをして当たり前だと思えますが、沖縄県民の苦しみなどがワシントンDCに正確に伝わっているとは思えません。あるいは、ゆがんでしか伝わっていないと思うのですが、その辺の認識はいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントンDCに日本の大使館があるわけですが、その大使館においては、日本政府として、外務省や防衛省なりの意向を踏まえて対応しているものと考えておりまして、これはある意味、組織的なものがあると思います。そういった中において、沖縄県民の声をじかに伝えることができるかということについては、委員御指摘の部分はあるかとは思っております。

○渡久地修委員 私も何度か訪米しましたが、向こうの補佐官や議員から直接聞いたときには、こういう話は初めて聞いたとか、日本政府の言い分と違うではないかということがあります。そういう意味で、やはり沖縄県がやらざるを得ないところを私たちは押さえないといけないと思います。今回、知事がシンポジウムを開催したということですが、この成果について教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 今回、元国防長官のウィリアム・ペリー氏や元国防次官補のモートン・ハルペリン氏という、ある意味、我々からすると大変有力者の方をパネリスト等として呼び出すことができました。その中において、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄－在日米軍の在り方」と題して講演等にいろいろ参加していただいたわけですが、その中において、ウィリアム・ペリー氏からは、「朝鮮半島有事にとって辺野古がなくてはならないものかと言えば、そうではない。」「朝鮮半島のリスクがなくなれば普天間飛行場の必要性はなくなる。」などの発言もあったところです。それから、モートン・ハルペリン氏からは、「普天間移設問題についてほかに選択肢はないという意識を乗り越えれば、別の案があるかもしれない。」「沖縄の基地の状況が変わらないのは、日本政府にとって沖縄の基地縮小の優先度が低くなったからだろう。」との発言があったところです。こういった発言が今後、小池に小さな石を投げてできた波紋が徐々に広がるように米国本土で広がって、沖縄の基地負担の軽減につながっていけばと考えているところです。

○渡久地修委員 知事が4回目の訪米で、今度はシンポジウムも開催しましたが、シンポジウムで結論的に辺野古を全部アメリカも含め断念しようということには簡単にはなっていないかもしれないけれども、ここではっきり言えることは、日本という国の中の沖縄という小さな県の県知事、沖縄県民が辺野古移設には明確に反対しているということは伝わりましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 これまでの過去3度の訪米、そして今回のシンポジ

ウムなどで徐々にではありますけれども、沖縄県の考えに理解が深まりつつあるのではないかと考えているところです。

**○渡久地修委員** 先ほど知事公室長からありましたウィリアム・ペリー元国防長官や先ほど言ったいろいろな—いわゆる沖縄の基地政策に携わってきたような、一旦定年になった人たちではあるけれども、大物が参加したという—要するに、沖縄県を無視できないと。超大国のアメリカであつても無視できないというのがこのシンポジウムであらわれているのではないかと、そういう意味で私は評価していますが、その辺はどう思いますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** そのように言っていただけると、大変ありがたく思います。

**○渡久地修委員** これまで600名余りの方とお会いしたり、沖縄県民や県知事がきっぱりと辺野古移設に反対しているということが米国議会調査局の報告書にも載るなど、そういった地道な活動が今後にもつながっていくので、ここはくじけずに大いに頑張ってもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 基地問題の解決は、一朝一夕にはいかないものと思いますが、しっかりと地道な努力をこれからも続けていくことが極めて重要だと考えております。

**○渡久地修委員** もう一つ大きなテーマである請願平成29年第6号核兵器貯蔵疑惑に関する請願についてお聞きします。

最近の新聞でも、核密約があつて、アメリカが岩国から沖縄に核を移転したなどといったことがどんどん証言されていて、有事の際、沖縄に核兵器が持ち込まれる、再配備されるという密約があつたと。これは政府も否定しなくなっています。最近、新聞で日本政府が沖縄に核兵器を配備する、あるいは核をアメリカが減らそうとしたときに日本が反対したなどという報道がありますが、それについて見解を教えてください。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 委員のおっしゃる報道については私たちも確認しております。その内容としては、米国国防総省が1963年に米軍岩国基地沖に停泊していた核兵器を搭載した米海軍揚陸艦を1967年に沖縄に移転したとの報道がされている、そういう内容になっております。その事実関係については、

報道ベースというよりも外務省へ正確に確認する必要があるということで、今、照会しているところではありますが、具体的な内容についてはまだ回答がないという状況でございます。

**○渡久地修委員** 日本政府は非核三原則をずっと堅持していると思いますが、事前協議があった場合一政府は事前協議がないので核兵器は持ち込まれていないという見解をとっていますが、有事の際の核兵器の再持ち込みの密約があったかという問い合わせに対して政府はどのような回答をしていますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 核密約につきましては、平成22年6月に当時の岡田外務大臣が、日本国政府に対しては少なくとも今やその密約は有効ではないと考えていると発言しております。また、この点について米国政府としても、そういう密約は少なくとも今や有効ではないということは確認されているとのことであります。今回の報道を受けて外務省に照会しましたが、政府の立場に変更はないとのことでございました。

**○渡久地修委員** ここでは密約がなかったとは言っていない。有効ではないということは、密約があったと認めていることだと思っておりますが、密約はあったということでもいいですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 答弁したとおり、そういう密約は少なくとも今や有効ではないというような表現となっております。ですから、見方によれば委員のおっしゃったようにも解されるものと考えております。

**○渡久地修委員** 最近、NHKで復帰前の核の誤発射事故が報道されました。それから、沖縄タイムス、琉球新報では、1962年に嘉手納基地から核の発射命令が誤って出されたが、危うくボタンを押す寸前に誤りと気づいてストップしたという報道もありましたし、そして最近、当時の秋葉在米日本国大使館公使が核兵器廃絶に反対、日本が核の削減に反対したとか、向こうの聞き取りに行ったとかという報道がどんどん大きくされています。その際、一番懸念されるのが沖縄への核持ち込み、再配備なのですが、そういう密約は過去にあった。今や有効ではないけれども、現場の人たちからは沖縄にこういうものが持ち込まれるという証言がどんどん出てきています。そういうときに県として、これをしっかり確かめる、検証するということはとても大事だと思いますが、県は県民の不安を払拭するためにどのように動きますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、昨年の9月以降、外務省等に照会をしているところですが、先ほど答弁したとおりでございます。県はいかなる理由にしましても、沖縄への核持ち込みはあってはならないものと考えておまして、政府に対して非核三原則の堅持を強く求めているところです。また、外務省の回答について県として十分ではないところがありますので、文献等関連資料を確認した上で再度照会も含めて多くのことを検討しているところでもあります。

○渡久地修委員 核密約があった、今や有効ではないというのが日本政府の見解ではありますが、沖縄県として沖縄への核兵器の再配備を断固拒否するということを明確に宣言して、日本政府にもはっきり伝えてほしいのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来の答弁の繰り返しになるかもしれませんが、密約は有効ではないということで、過去にはあったかもしれないということはありません。ただ、現時点において、政府の立場に変更はない、持ち込ませないという非核三原則は堅持するというのも言っております。そういった中において県としましては、まず非核三原則の堅持を求めることを重要視すると。仮にそういった可能性があれば、今の委員御指摘の核兵器の持ち込みは断固反対するとか、持ち込まれた際は直ちに撤去を求めるべきだと思っておりますが、現時点においては非核三原則の堅持をしっかりと日本政府に求めることが重要ではないかと考えているところです。

○渡久地修委員 いわゆる非核三原則を堅持あるいは厳守して、核兵器の持ち込みは絶対拒否するということがいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これが日本政府の現時点においての見解だと思しますので、それを厳守していただきたいと思っています。

○渡久地修委員 県の立場はどうかということ聞いています。

○謝花喜一郎知事公室長 県も同様の考えでございます。

○渡久地修委員 去年7月に国連で核兵器禁止条約が122カ国で採択されまし

た。核兵器禁止条約は、世界の共通認識になって、核保有国は反対していますが、やはり核兵器は悪だと。この条約を早く発効することが大事だと思いますので、唯一の被爆国でもある日本政府に核兵器禁止条約に参加して、署名・批准をする必要があると。これは住民を巻き込んだ地上戦が行われた沖縄県民として声を上げるときだと思いますが、県としての見解を教えてください。

**○平田いずみ平和援護・男女参画課班長** 沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造、実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため平成7年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対し、その都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。また、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事も8月に署名しております。ヒバクシャ国際署名の取り組みなどの世論の広がりが核兵器禁止条約締結へ向け大きな力になると考えております。なお、ヒバクシャ国際署名のホームページによりますと、平成30年3月16日現在、20の府県知事を含む1060市町村長が署名しており、沖縄県内では、那覇市、宜野湾市、豊見城市、名護市、南城市及び北谷町の6市町長が署名しております。

**○渡久地修委員** 私は、核兵器禁止条約は日本が先頭に立ってやるべきだと思います。そういう意味では、県としても核兵器禁止条約が発効されるように、悲惨な沖縄戦を体験した沖縄県から声を上げてほしいということを要望します。

**○仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
末松文信委員。

**○末松文信委員** 陳情平成29年第81号について、この処理概要のところですが、「また、オスプレイ等軍用ヘリコプターの飛行騒音等による野生生物への影響を把握するため、ヤンバル地域において鳥類や小型コウモリ類を対象とした騒音等影響実態調査を平成30年2月から実施しております。」ということですが、この調査というのはどういう概念の調査なのか教えていただけますか。

**○金城賢自然保護課長** まず、調査の内容ですが、オスプレイ等軍用ヘリコプターの飛行ルートであるとか、回数時間などの飛行状況、それから飛行騒音や

低周波の調査等を行って、飛行騒音が影響を及ぼすと思われる地域と影響がないと推定される区域を設定して、その両方の地域において鳥類の生息状況であるとかコウモリの生息状況等を調査して、その比較によって影響等があるかどうかを調べたいというような調査でございます。

○末松文信委員 よくイメージできないのですが、例えば騒音であれば全般的に暗騒音があって、新しい騒音が発生したときに鳥類等々についての影響はどうかという調査だと思いますが、そういう意味では暗騒音みたいなものは測定されていますか。

○金城賢自然保護課長 そういった騒音の調査とかもまだやっておりませんので、どの地点ではかるかとか、そういったことも専門家に意見等を聞きながら暗騒音について排除したり、飛行騒音がどこまであるかといったことをまずはかって、影響がありそうな場所と影響がなさそうな場所という2つの地区において、また複数の地点を決めて鳥類やコウモリの生息状況を比較しながら影響のある、なしというのをはかっていきたいということでございます。

○末松文信委員 鳥類などの生息状況を調査して、それが例えば暗騒音のときの生息状態がわからないだけに、新しい騒音が来たから生息が悪くなったとか、こういう判断というのはできるのですか。

○金城賢自然保護課長 騒音の状況がわからないので、そこをまず測定をします。もちろん測定の仕方やどの区域でやるかは専門家の意見も聞きながらはかって、それと生息状況の比較ということがございますので、まずはその結果を見て判断していきたいと思います。ただ、今のところどういう騒音があるかどうかということもまだ調査されておられませんので、そこはしっかり現況といたしますか、そういったものを把握したいと思っております。

○末松文信委員 北部訓練場の運用はいつから開始されたのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 北部訓練場の返還式典は、平成28年12月22日ですがけれども、一部供用が開始されているヘリパッドがございます。そういったところは7月から使われていると認識しております。

○末松文信委員 質疑の趣旨がわかっていないようですが、北部訓練場が運用

されてから、この間、騒音が発生してきています。昼の訓練もやっているのです。そのときの暗騒音といいますか、この騒音に対応した生息状況が既にあるわけです。既にある生息状況も調査せずに、新しい騒音との関係で調査をすることのどこに意味があるのかと、これを聞いています。

○金城賢自然保護課長 北部訓練場でオスプレイと軍用ヘリコプターが飛んでいるということですが、実際、その音がどこで、どのような形で聞こえているかということはまだわからないものですから、そういったことまで調査をして、騒音の影響が比較的大きいだろうと思われる場所と、そうではない場所を設定して、そこにおける鳥の生息状況であるとか、コウモリの状況といったことをまず比較したいと。それで影響があるか、ないかということも含めて、専門家の意見も踏まえながら、その実態をまず把握したいということです。

○末松文信委員 調査項目といいますか、計画を資料で提出していただきたいと思います。といいますのは、今現在、北部訓練場では、海兵隊の訓練や飛行訓練などいろいろな訓練をやっていますので、それがどういう影響を与えているかということはもう既にわかっているといけなはずなのです。そして、これから調査をすることが自然保護のためにどれだけ生かされるのかということについて教えていただきたいので、資料の提出をお願いしたいと思います。

○金城賢自然保護課長 後ほどそういった資料については提出したいと思います。

○末松文信委員 資料を提出していただいて、具体的な説明もお願いしたいと思います。

次に、陳情平成28年第39号、辺野古新基地との関係で質疑をしたいと思いません。

これまでもいろいろ議論をしてきたところですが、公有水面埋立法に基づいた辺野古埋立事業の承認、これは承認されているわけですね。再確認です。

○謝花喜一郎知事公室長 前知事が行った埋立承認で一度承認されたものを翁長知事が取り消したしました。その後、訴訟になりまして、最高裁の判決を受けまして、翁長知事が承認取り消しを取り消したわけでございます。その結果、現時点においては承認が有効なものとしてさまざまな行政手続がなされているということでございます。

○末松文信委員 この埋立承認の許可を出す前提として、各省令であったり、規則であったり、県の条例であったり、そういったことについては既にクリアした上での許可になっていますよね。

○上原国定土木整備統括監 当然ながら、公有水面埋立法に基づく手続を経て承認されたということでございます。

○新里勝也農林水産部参事 埋立承認の際に、土木建築部から農林水産部に意見の照会がございました。そのときに、農林水産部の沖縄県漁業調整規則に基づいて、岩礁破碎許可、特別採捕許可が必要という回答をしております。

○末松文信委員 今、それぞれから答弁がありましたように、公有水面埋立法に基づく各省庁の各規則等々に照らして、それに基づいて承認をしたということが実態としてあるわけです。そこで伺いますが、今の岩礁破碎であったり、あるいはサンゴの移植であったり、こういう行為については埋立承認をする際の各規則に照らし合わせる段階でお互いの了解は得られていると思いますが、それはどうですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど申し上げたのは、埋立承認を土木建築部で判断するに当たり、照会に対する回答をしたところでございます。そして、こういう許可が必要ですよということを意見として出しました。それとは別の手続、法律・規則に基づいて申請が上がってきて判断しますので、御質疑のような前提条件はないという認識でございます。

○末松文信委員 そこまでは聞いてはいなかったのですが、埋立承認許可を出すに当たって、各関係部局が細部にわたって検討した結果、土木建築部としてまとめて決裁して、それをよしとして知事が許可したと、こういうことだと思います。ですから、その中では農林水産部参事がおっしゃるようなことではなくて、それぞれが既にオーソライズされた中で進めてきているわけです。そのことを聞いていまして、それはそうですよねということを確認しています。

○新里勝也農林水産部参事 そうではなくて、あくまでも土木建築部への回答としましては、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破碎許可、特別採捕許可が別途必要ですよという意見を述べたということございまして、今申し上げた2つ

の許可がオーケーということを回答したものではありません。

○末松文信委員 私が言っていることは、まさにそういうことを言っているのです。それぞれの担当部局において、必要な事項はこういうことがあるけれども、それは事業を進める中で順番で調整する、あるいは申請が出てきたらそれを調整して許可する。こういう手続が後に必要なだけなのです。法律の中での大枠は許可されているわけです。それを進める中であって、それぞれの関係法令、規則に基づいて現場と調整するという内容で許可しているわけですね。

○新里勝也農林水産部参事 今おっしゃった大枠の許可というのが埋立承認であるとして、それとは全然別の法律、規則に基づく手続は我々のところにございますので、それとは切り離して、申請が上がってきたら内容を審査して判断するという対応でございます。

○末松文信委員 土木建築部長にお聞きしますが、そういう認識ですか。

○上原国定土木整備統括監 埋立承認は、公有水面埋立法の審査基準に基づいて、審査を行った上で承認をしております。その他の法律についてその後に必要な手続を含めて承認をしていることではないということです。あくまでも、公有水面埋立法第4条に基づいて承認をしていると。その他の法律が関連してクリアされている前提のもとに承認したものではないということでございます。

もう一度御説明します。埋立承認につきましては、あくまでも公有水面埋立法の第4条に基づいて承認しております。その承認には基づきますが、その他の法令に基づく手続は、それぞれの法令に基づく手続の中で行われることになるということでございます。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から質疑内容について補足説明がなされた。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

永山正海岸防災課長。

○永山正海岸防災課長 埋立承認の際には、公有水面埋立法第4条に基づいて

判断をしまして、公有水面埋立法の中に環境上の配慮とかいろいろなものがあるものですから、その意見を問うために関係部局に意見照会を行って、その意見を聞いたということで、他法令がその承認の要件になっているということにはなっておりません。ただし、今現在、承認は有効ということになっていますので、それを踏まえてこれから出てくる変更申請などは、そういった審査基準に照らして判断していくということになっております。

**○末松文信委員** 今おっしゃることが正しいと思います。手続上、必要だということはあるわけです。現場が始まりもしないのに、手続する必要はないので。埋立承認ということで全体をオーソライズして、この事業を進めていいですよということが承認ですよ。免許を与えるということは、事業を進めていいですよという証明でしょう。

**○永山正海岸防災課長** 公有水面埋立法の第4条に基づく承認は、委員のおっしゃるとおりで、承認後、もろもろの申請というのが当然、許認可が出てきますので、それはそれで各法令にのっとって審査をしていくということでございます。

**○末松文信委員** そこでお尋ねしますが、例えば今の岩礁破碎の話をする、同じ手続にしても物によって違ふとかいろいろ話がありますけれども、ここでお尋ねしたいのは、以前にもお話ししましたが、那覇空港の滑走路をつくるための埋立承認のときと、辺野古の埋立承認のときとどこがどう違うのか、これをもう一度説明してください。同じ公有水面埋立法からすると、同じステージでやっているのではないかと思います、それはどうですか。

**○永山正海岸防災課長** 那覇空港の埋立承認と辺野古の埋立承認で抜本的に違うのが、那覇空港の場合は実施設計で申請したのに対し、辺野古の岩礁は基本設計レベルで申請をしてきたというのが大きな違いになっておりまして、その設計の熟度が違っておりました。

**○末松文信委員** 先ほど照屋委員からもありましたけれども、サンゴの移植の件について今言われている貴重なサンゴというのは、どういうサンゴがあって、移植しなければならないものが数としてどのくらいあるのか。それを教えてください。

○新里勝也農林水産部参事 今、県にあります情報としまして、沖縄防衛局が環境監視等委員会に諮って移植を計画している希少サンゴについて申請を上げるとされているものとして、オキナワハマサンゴが1群体、3群体、5群体の3件。ヒメサンゴが1群体、1群体の合計2件と聞いております。

○末松文信委員 希少サンゴと言われる群体は、合わせて5群体という理解でいいですか。

○新里勝也農林水産部参事 群体を単純に合計しますと、11群体ということになっております。内訳として、オキナワハマサンゴが1群体、3群体、5群体で9群体。ヒメサンゴが1群体の2件ということで2群体、合計11群体ということになっております。

○末松文信委員 先ほど1センチメートル程度のものもあると伺いましたけれども、サイズからするとどういふ感じになっていますか。

○新里勝也農林水産部参事 1センチメートルと申し上げたのは、見つかったヒメサンゴが1センチメートルぐらいの大きさで、オキナワハマサンゴは5センチメートルぐらいの大きさと聞いております。

○末松文信委員 これまでの申請手続について確認しますけれども、10月26日に最後の許可申請がなされていますよね。そして、2月16日にそれを許可した。それから、2月21日に食害の確認がされたという報告を受け、その後、2月27日に県に対して期間延長の申請があったと。そして、3月1日に変更申請の不許可を通知したということですがけれども、ここまではそのとおり確認してよろしいですか。

○新里勝也農林水産部参事 2月21日に沖縄防衛局が現地で食害があるということを確認して、県に報告があったのは翌日の22日でございます。22日に報告を受け、23日に県の考え方として新たな食害という事象が発生したので、環境監視等委員会で検討されて慎重に対応する必要があるのではないかという文書を発出してございます。それを踏まえて沖縄防衛局から2月27日に変更申請がなされて、3月1日に不許可の処分と環境監視等委員会の意見を聞いて対応されたいという通知文を発出したというのが時系列の関係でございます。

○末松文信委員 皆さんが不許可としたのは、環境監視等委員会の助言をもらってからやりなさいという指示をしたけれども、それに応じなかったということが理由のように聞こえましたが、そうですか。

○新里勝也農林水産部参事 手続的には環境監視等委員会の助言も受けて検討されたいということを示して、これについては対応されていないということがありますけれども、それだけではなくて、やはり食害対策というのがきちんと検討されていなかったということと、2カ月間の期間を延長したいという申請でしたが、その2カ月間の根拠と申しますか、考え方が判断できなかったということで不許可と判断したということでございます。

○末松文信委員 今、食害対策と期間がそれだけなぜ必要なのかがよく判断できなかったと、この2つですか。

○新里勝也農林水産部参事 そのとおりでございます。

○末松文信委員 今は手続の話ですから、先ほど照屋委員も言っていたように、一旦許可した一連の作業。そして、環境監視等委員会の助言を受けて対策も講じなさいということを示した。しかし、まだそれができていない間に申請が来た。あともう一つは期間の話ですけれども、事業者としては移植するのに非常に有効な期間と申しますか、環境的にその期間が必要だということで4月末日までに何とかしたいという期間を設定したと言っていますが、これは理解できないのですか。

○新里勝也農林水産部参事 当初の申請書の中では、移植に必要な期間として14日間ということで申請されて、それで2月16日に許可をしました。したがって、その許可の期間というのは3月1日までという位置づけになっておりましたが、変更申請の中では14日間とされていたものが2カ月になってきたという、その期間が判断つかなかった。移植に適切な時期、シーズン、季節というのはまた別の議論として、夏場とか冬場、台風のときは避けるとかそういうことはございますが、期間としては14日間と申請されて許可したという経緯がございまして、それとの整合性と申しますか、そういうものが判断つかなかったということがございます。

○末松文信委員 移植するのに最適なシーズンと申しますか、それを見越して

その期間を設定したということについては理解できますが、そういうやりとりはなかったのですか。

○新里勝也農林水産部参事 当初、昨年10月に申請をいただいたときには、できれば秋口にというような趣旨で申請をいただいていたところですが、その過程の中でいろいろやりとりで時間が経過してしまったという状況がございまして、結果、許可したのは2月ということになりましたので、冬場の天候の悪い時期は越して、春先の3月、4月ということになったのだらうと聞いてはおります。

○末松文信委員 そこで今、環境監視等委員会の皆さんの助言をいただいて、去る3月20日に再度申請したようですが、環境監視等委員会の皆さんの助言をいただいて対策を講じて期間を決めているのでしょうかけれども一中身を見ていないのでわかりませんが、そういったことで申請されたと思いますが、それについてはいかがですか。

○新里勝也農林水産部参事 環境監視等委員会に諮った上で、3月20日に県に申請をしてきたということでございます。

○末松文信委員 そこで資料をいただきたいのですが、いわゆる那覇空港の埋め立てをするときにも同じようなサンゴの特別採捕許可申請をしていると思います。そしてそれに対して許可もして、事業も進めてきているということで、その経過を見たいのが一つで、その申請から許可までの資料を1部いただいて、それから同じように辺野古について申請書と許可、それから不許可とした申請書と20日のものをいただきたいのですが。

○新里勝也農林水産部参事 今、準備しておりますので、後ほどお渡ししたいと思います。

○末松文信委員 言いたいことは、特別採捕許可申請の目的はどのような理由で申請がされていますか。

○新里勝也農林水産部参事 前提条件として、今回、辺野古で対応しているサンゴはあくまでも環境省のレッドリストに登録されている希少サンゴという特殊性がございまして、那覇空港の場合は、その時点ではレッドリストに載ってい

ないので、通常の造礁サンゴという理解でお願いしたいと思います。

那覇空港の特別採捕許可申請の目的としましては、那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植という表現になっております。もう一つ辺野古ですが、目的が普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に基づく環境保全措置を目的とした造礁サンゴ類の移植技術に関する試験研究というような表現になっております。

○末松文信委員 これは両方目的が違うのですか。

○新里勝也農林水産部参事 意味するところは同じだと考えております。

○末松文信委員 サンゴを採捕するときに非常に移植が難しいと言われていますが、かといってサンゴは保護していかないといけないという取り決めがあると思います。その際に、サンゴを採取することは法令で禁止されていますよね。サンゴは、研究目的でしか採取できないと聞いていますが、それはそのとおりですか。

○新里勝也農林水産部参事 造礁サンゴ類—サンゴ礁をつくる種類のサンゴについては、沖縄県漁業調整規則で採捕、所持、販売が禁止されております。これを適用除外するためには知事の許可が必要ということになっておりまして、この適用除外の項目として、教育実習あるいは増養殖用の種苗としての使用、試験研究の3つの適用除外の項目がございまして、今回の那覇空港であり、辺野古であり、環境保全措置を目的とした採捕については試験研究という項目の中で読み込んで許認可を運用しているところでございます。

○末松文信委員 これは那覇空港にしても、辺野古にしても、目的は一緒なのです。

○新里勝也農林水産部参事 そうでございます。

○末松文信委員 先ほど資料をいただこうと思ったのは、那覇空港に関しては許可を出した、それから順調に工事も進んでいる、移植も進んでいると認識しておりますけれども、なぜ辺野古は一旦許可したものの期限を延長するための申請をするに当たり、食害の状況があったり、環境監視等委員会の助言がなかったりということの不許可にしたのか、それがよくわかりません。

○新里勝也農林水産部参事 先ほども少し申し上げましたが、今回の辺野古におけるサンゴの種類として、絶滅のおそれがある種という位置づけにされているところについて申請が上がってきて、慎重に我々も対応してきました。意見照会もさせていただいて、環境省にもアドバイスをいただいて、その中で条件をつけて許可をした経緯がございます。ただ、その後、新たな事象として食害と思われる少し傷ついた状況になったとの報告を受けて、そうであればやはり原因の究明も含めて慎重に対応する必要がある。あるいは、専門家の意見もきちんと聞いた上で今後の対処策を検討すべきということを書きで指導させていただいたところですが、これを踏まえないといいますか、環境監視等委員会を開かずに期間の延長だけの申請となったので、これについては不許可とさせていただいた結果、当初許可していた期間が満了してしまったので許可が失効してしまったというのが事実関係でございます。

○末松文信委員 先ほど照屋委員が質疑したことと同じことを申し上げるわけですが、許可した公有水面埋立法のもとに作業を進めてきた中で一旦は許可したものを一例えば今、食害があるので、こういうことをやってくださいと言ったときに、事業者がそれに応えない場合は再度どういうことかとお互い口頭なり、文書でもいいと思いますが、再確認、調整をした上で許可するのか、しないのかという判断はもっと先ではないのかと。2月27日に延長を申し入れて、3月1日に不許可を出しています。これは、このような短期間でやるものですか。

○新里勝也農林水産部参事 当該変更許可申請書の内容が期間の延長だけということになっておりましたので、これは短時間で判断したということでございます。

○末松文信委員 そこはおかしいと思います。そういう延長申請を申し入れてきたときに、なぜあなた方は2カ月もやるのかとか、あるいは環境監視等委員会の意見や助言はどうなっているのかと、こういうことをやりとりした上でそれでもなおかつ指導に応じないということであれば不許可にする。その手続のほうがいいと思いますが、それもしないうちに三、四日で不許可にしたということが理解できません。

○新里勝也農林水産部参事 同じ回答になるかもしれませんが、3月1

日までの許可期間であったというところがありますので、その間で我々も文書なり指導を行って対応を促したと。その結果、期間の延長だけの申請が上がってきたので不許可とさせていただき、現許可が失効してしまったという流れでございます。

○末松文信委員　ここでそういう手続でやりますと、今後申請されるものについて何の調整もなしに出てきたものだけを審査して不許可という手続になるのですか。

○新里勝也農林水産部参事　先ほど那覇空港との関連で少しお話がございましたが、那覇空港の事案につきましては、岩礁破碎許可もそうですし、特別採捕許可もそうですが、申請する前にある程度事前調査を行って、内容調整を行った上で申請を上げてくるので早目の判断をしていたという経緯がございます。この沖縄防衛局の案件については、事前調整というのが一切なされていないというところが我々も対応に少し苦労したところでございますけれども、そういう意味で形式的には整えて上げてくるのですが、内容については事前調整が一切やられていないので、我々としても判断がつかない部分がございます。そのために2度の文書で照会を行って、資料を提出していただいたものを審査して、それでも判断がつかないところについては、環境省の意見も参考にさせていただいたというような対応で時間がかかってしまったというところですので、これについてはちょっと状況が違うということで御理解いただければと思います。

○末松文信委員　例の岩礁破碎の件で、裁判所で却下されたということとの兼ね合いでお尋ねします。

これは裁判所が判断するものではないということで却下されたということですが、なぜ判断することではないのか、それを説明していただけませんか。

○謝花喜一郎知事公室長　裁判所が判断するものではないといいますが、いわゆる法律上の争訟性という訴えの要件がございますが、それを満たしていないということで却下になったと。今回、地裁が引用したものが、平成14年度の宝塚市パチンコ条例事件ですが、それに今回のものも当てはまるのだと。県といたしましては、宝塚市パチンコ条例事件の判決とは事象が違うということを丁寧に意見書もつけてやったわけですが、この部分については認めていただけな

かったということで、いわゆる門前払い、却下ということでございました。

○末松文信委員　そういう判断が下された中であえて控訴するという話は、何を意味しているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長　今回のものはいわゆる門前払いですので、一番の問題となる漁業権が存在するか否かとか、そういった重要な争点については相当のページを費やして主張しましたが、この辺のところは一切判断されていない。逆に言いますと、この件については裁判所は丸もバツとも言っていないわけです。ですから、県といたしましては、岩礁破碎許可が必要だという県の主張をこれまでどおり先方に申し伝えるということで、先ほど答弁があったとおりでございます。

○末松文信委員　そうすると、裁判所の手を離れるという理解でいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長　司法で判断いただけなかったという意味では離れていますが、国は、水産庁の見解をもって既に消滅しているので許可はいらないと。これは我々からすると容認できないので、この件については控訴して判断を求めるというスタンスでございます。

○末松文信委員　私は違うと思います。もう岩礁破碎の話ではなくなっていて、手続上、国は漁業権が失われていると主張していますが、県は失われていないという主張ですので、国を訴えることではないですか。国に対して疑問を呈するということになりませんか。

○謝花喜一郎知事公室長　前の段階で再三再四、行政指導を行ってきたわけですが、国に応じていただけなかったということで裁判になったわけでございます。そういったことで、この分についてはしっかり県の主張を伝えて、もう一度司法の判断を仰いでまいりたいと考えております。

○末松文信委員　国地方係争処理委員会といったところでも判断する内容ではないとか一以前の承認の件ですけれども、そういった類いの話とこれはよく似ています。ですから、国が示した基準と県が理解している基準が違うので納得いかないとか、このような単純な話でこの問題をこんなにずるずる引っ張っていいのかというのが私の疑問です。

○謝花喜一郎知事公室長 国地方係争処理委員会は、協議をしっかりとしなさいということ、辺野古の埋め立てに関しては国と県において協議が大事ですというような主張をしていたと思います。県においても、それについては全く異論はありませんが、岩礁破碎許可につきましてはこれまでずっと長年積み重ねてきた行政手続を国が水産庁の見解をベースにして変えたということで、本来行われるべき手続がなされない、そのままありきでいきますと、無許可の岩礁破碎がなされるおそれが高いということで訴訟に踏み切らざるを得なかったということでございます。

○末松文信委員 国が正しいのか、県が正しいのかという議論なので、国と相對してやったらどうですかと言っているわけですが、いかがですか。

○新里勝也農林水産部参事 今回の案件の中身については漁業法に関係することですので、私から少し補足させていただきたいと思います。

そもそも、昨年3月31日までを期限とする岩礁破碎の許可が切れる直前に国が漁業権は存在しないという見解を示してきました。それに対して県としては、水産庁に問い合わせをする中、ちゃんとした説明がなされない、国会でもそういう議論がなされていたということを踏まえて、県としては2度にわたって細かく質問項目を設けて照会しましたが、きちんとした回答がなされない、国の見解が示されない中で運用が非常に困難となったので、こういう結果になっているというのが今の状況かと考えております。

○末松文信委員 そこで伺います。辺野古埋立事業に隣接して辺野古漁港がありますが、平成29年10月19日に沖縄県知事殿、名護市長稲嶺進、辺野古漁港航路泊地浚渫事業によるしゅんせつ工事を目的として岩礁破碎の許可申請が出されております。これについて今の状況を伺います。

○新里勝也農林水産部参事 辺野古漁港の航路泊地浚渫事業についてですが、今お話がございましたように申請が上がってきております。ちょうどこの申請が昨年10月に上がってきておりますけれども、午前中から議論しております希少サンゴが確認されている海域に近いということがございましたので、沖縄防衛局が移植の調査をして対応されていることは当然承知しておりますので、そういう心配をしたところなんです。それで、名護市に対してそういう希少サンゴがないかどうかということや、あるいは航路のしゅんせつ場所が沖縄防衛局が

想定している移植先とある程度近いものですから、濁り対策はしっかりやるだろうという考えでこの件については名護市にいろいろ照会をかけて対策を指導していたところです。この間ずっとやりとりがありまして、最初は予算面や技術的な面で対応が厳しいというような話もございましたけれども、今後きちんと対応していただくという回答が得られましたので、本日付で許可をしたところでございます。

**○末松文信委員** 許可されたというのでそれでいいかもしれませんが、ただ、漁港の航路しゅんせつというのは、船底がついたりしてぜひともやらないといけないということがあります。その予算を要求して予算もついたらけれども許可が出ないので、予算を繰り越ししなければならないという状況が起こっているわけです。知事公室長にお聞きしますが、こういう事態をつくって一皆さんの今の岩礁破碎許可との関係や移植などの関係もそうですが、生業を営むインフラを整備できない、これをこれだけ延長する、そういうことで名護市に対して相当迷惑をかけているという認識についてはどうですか。

**○新里勝也農林水産部参事** この事業については、我々も漁業振興の立場から地元の漁協業者からもお話を聞いておりますし、船も大型化しているという話も聞いておりますので、きちんとやられるべきだという認識のもと審査に当たってきました。ただ、先ほど申し上げたように、近い海域でこういう貴重な生き物がいるということ、あと、どうしてもしゅんせつする土砂というのは目が細かく濁りが想定されるものですから、その辺の汚濁対策についてきちんと対応していただかないといけないという立場から審査をしていたところです。名護市も技術者がいらっしゃらないこととか、あるいは予算面のことなどでなかなか調査ができない状況とかもあつたと聞いております。そういうことを少しずつ指導させていただきながら、そして名護市とも協議を進めながら議論をしていたところでございます。そのために時間がかかってしまったことについては、名護市と今後連携してこういうことがないように進めるようにしたいと考えております。ちょっとおくれましたが、なるべく早くやっていただいて漁業の振興に生かしていただければという考えを持っているところでございます。

**○末松文信委員** 今、それだけの釈明があるのでいいですが、本来でしたら、法定期間は申請してから45日から60日と聞いております。そういうことからすると、半年もかかっているわけです。しかも予算を繰り越さないといけないという事態も発生した。こういったことはあってはならないと思いますが、今後

はどうですか。

○新里勝也農林水産部参事 標準処理期間は45日ということで我々も努めてこの期間で判断するようにしておりますが、なかなか処分や許可を判断するに至る判断材料がないと我々も責任がございまして、許認可を運用する立場からすると適切な資料を提出していただいて、漁場汚染対策もきちんとやっていたら対応していただく必要があるとのことで、名護市とずっと協議をして時間がかかってしまったところですが、こういうことも含めて名護市と今後一名護市だけではありませんが、連携をとって適切に許認可を運用していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。その後、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍F15戦闘機の部品落下事故については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍F15戦闘機の部品落下事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

**○謝花喜一郎知事公室長** ただいま議題となっております米軍F15戦闘機の部品落下事故について、御説明いたします。

平成30年2月27日に、嘉手納飛行場所属のF15から長さ約38センチメートル、幅約15センチメートル、重さ約1.36キログラムの部品が落下し、その6日後の3月5日に米側から国にF15から部品が遺失した旨の報告がありました。

今回の事故は、県民への人的・物的な被害は報告されておりませんが、昨年相次ぐ米軍航空機事故は、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に、平穏な日常生活や生命に対する不安を与え、米軍の航空機整備、安全対策等に大きな疑念と不信感を抱かせ続けており、極めて遺憾であります。

2月8日のMV22オスプレイの部品落下事故で、米軍から速やかな通報がなかったことが問題となったにもかかわらず、今回も米軍から国への通報に6日以上を要したことに加え、県から問い合わせがあるまで、国から県に対し事故発生との連絡がなかったことに強い憤りを禁じ得ません。

県は3月8日に、富川副知事から外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長に対し、3月16日には、知事公室長から第18任務支援群司令官に対し、今回の事故の発生に強く抗議し、県が求める航空機の緊急総点検の確実な実施及び航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを行うとともに、事故発生時の連絡通報体制の検証、改善を早急に行うよう強く求めました。

また、今回の事故に関しては、原因究明がなされるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止の実施を強く要請したところです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○仲宗根悟委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、米軍F15戦闘機の部品落下事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍F15戦闘機の部品落下事故についての質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長の退任挨拶。その後、説明員の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。  
當山達也刑事部長。

○當山達也刑事部長 平成29年12月以降の米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

お手元の資料の上段をごらんください。

昨年12月から本年2月までの期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は17件6人で、前年同期と比較して11件1人の増加となっております。

罪種別では、粗暴犯が1件1人、窃盗犯が2件2人、知能犯が12件2人、その他が2件1人となっており、これらの事件については、那覇地方検察庁に送致してあります。

以上、刑事部関係の説明を終わります。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。  
梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料の下の表をごらんください。

昨年12月から本年2月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、31件発生し、前年同期と比べ3件の減少となっております。

なお、同期間における交通死亡事故の発生はございません。  
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、12月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

山川典二委員。

○山川典二委員 知能犯の件数が12件で人員は2人ですが、12件の内容はどのようなものですか。

○當山達也刑事部長 この12件の内訳ですが、いずれも詐欺でございまして、特に1人が11件の余罪の詐欺を働いたということがございます。内容は、模造米ドル紙幣を使ってタクシーの無賃乗車や飲食店での両替、あるいは商品を購入した際に使用してつり銭をだまし取るということで、1人で11件の模造米ドル紙幣での詐欺を行い検挙されたということでございます。

○山川典二委員 所属先はわかりますか。

○當山達也刑事部長 海兵隊でございます。

○山川典二委員 どこの所属で、どれぐらいのレベルの人かというのはわかりますか。

○當山達也刑事部長 海兵隊キャンプ・フォスター所属の22歳、上等兵でございます。

○山川典二委員 これは基地の外での被害が多かったのか、具体的に何ドルぐらい使ったのか、また、このにせ札はどこでつくられたものかというのは把握されていますか。

○當山達也刑事部長 犯行は全て施設の外でございまして、100ドル紙幣を11回使ったということになります。この模造米ドル紙幣は、米国内で入手できるも

ので、今回の被疑者はインターネットで購入したということをおっしゃっています。

○**山川典二委員** こういう事例は過去何年か前にあったのですか。久方ぶりの事件ですか。

○**當山達也刑事部長** 私の記憶では、米軍関係者が自分で一例えば、パソコンのプリンターを使って偽造したものを使ったりということは過去に数件ございましたが、今回のように模造米ドル紙幣を米国から入手したというケースは余り聞いたことがございません。

○**山川典二委員** ついでに、もう一件の知能犯はどういう内容ですか。

○**當山達也刑事部長** もう一件は、北谷町内のキャバレーにおいて、模造米ドル紙幣を使って両替金をだまし取ったというものでございます。

○**山川典二委員** これも入手先はインターネットですか。

○**當山達也刑事部長** 先ほど御説明した被疑者の手口と一緒にございます。

○**山川典二委員** これはインターネットで簡単に手に入るということですが、これに対する対策みたいなものは今のところ何かありますか。

○**當山達也刑事部長** 対策につきましては、警察本部の中にサイバー関係の対策をとる部署がございまして、いわば禁制品に当たるようなものの売り買いといったものの監視を行っております。県内で犯罪に使用されるものが出回っているということでもありますので、米軍の捜査機関と協力しながら連携して対策を行っているところでございます。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** ちょっと確認させていただきたいのですが、アメリカ本国の高校で銃乱射事件がありましたね。悲惨な事件で大変恐怖を覚えますが、ああいうものを見るたびに沖縄でこういうことが起こるのではないかととても不安になります。沖縄の基地の中あるいは基地外に居住している人たちが一軍隊が

訓練などで使いますよね。それ以外に沖縄でも米軍人あるいは軍属、家族なりが日常的に銃を所持しているのですか。

○**當山達也刑事部長** 駐留米軍に関しては、駐留国の法令を遵守するという義務がございますので、日本国内に駐留している場合にはこういうプライベートの銃器といったものは原則として持っていないと我々は理解しております。

○**渡久地修委員** 日本国内では、日本の銃規制で銃を持ってないですよね。これは米軍の基地であろうが、基地外であろうが持ってない。もし持っていたら日本の法律の取り締まりの対象になるという理解でよろしいですか。

○**當山達也刑事部長** 原則、施設の外であれば日本の法令を適用して摘発いたします。

○**渡久地修委員** では、基地の中でそこに居住している家族や高校生などが所持している可能性というのはいかがですか。

○**當山達也刑事部長** 施設の中で銃器の摘発があるかという米軍側の統計については、現在、私どものところでは承知しておりません。

○**渡久地修委員** 米国では銃を自由に買えるということがありますが、基地の中で銃器を販売している実態というのは確認されていますか。

○**當山達也刑事部長** ただいま米軍関係の事案、そして米軍との対策等々で調整をしている担当者から聞きましたところ、施設の中に銃砲店というものは過去に聞いたことがないということでございます。

○**渡久地修委員** アメリカ本国でこういう事件が起こっていて、基地がこれだけたくさんある沖縄でみんな不安に思っているので、そこが沖縄に波及しないような対策というのは県警として米軍との協議、あるいは申し入れを日本政府なりにしっかりやっていただきたいと思えます。どういう方法があるかはわかりませんが、とりあえずは向こうに協議なり、申し入れなりをすることだと思います。それをしっかりやっていただきたいのですが、いかがですか。

○**當山達也刑事部長** ただいまの御指摘を受けまして、今後何ができるか検討

したいと思いますが、まず、米軍の憲兵隊あるいは捜査機関と意見交換を行って実態の把握をして、いろいろな対策を講じてまいりたいと思います。

○**渡久地修委員** ぜひ、しっかりやっていただきたい。そして、基地の外では米軍人であろうと誰であろうと銃は持ってはいけないということまでしっかりと広報なりでアピールするということも含めてやってほしいと思いますが、いかがですか。

○**當山達也刑事部長** 何ができるかを検討して今後しっかり対応してまいりたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
親川敬委員。

○**親川敬委員** 先ほどの知能犯の件ですが、被害に遭われた方々の補償といたしますか、そういうものはどういう仕組みになりますか。

○**當山達也刑事部長** 基本的には被疑者に賠償要求をすることになりますけれども、他方、日米地位協定第18条の関係で沖縄防衛局でそういう被害者の救済措置の対応をとっているものと承知しております。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 宜野湾市野嵩にあります緑ヶ丘保育園に米軍のものらしきものが落ちて、米軍が使っているものであるということは米軍も認めています、自分たちのものではないと言っていました。その後、この部品はどこで保管されていて、米軍はそれを認めたのかどうか。今、その調査がどの辺までいっているのか、その状況についてお願いします。

○**當山達也刑事部長** ただいま御質疑のあった件については、県警としてはまだ事実関係の特定のための調査を行っているところでございます。米軍にも照会して回答も得ておりますけれども、先般、沖縄防衛局が公表した内容とほぼ同様の内容でございまして、要するに、米軍ではしっかり保管をしていて、数は不足していないということを言っております。引き続き、県警では事実関係

の特定を進めているところでございます。

○**新垣清涼委員** この部品というのは米軍のヘリコプターに使われるものですから、民間では多分使っていないと思います。これが米軍のものではないということになりますと、誰かが意図的にそこに投げたということで、ある意味で米軍を落とし込めるようなことなのかということもあるのです。そこは米軍基地内で在庫の確認とか、そういう調査などはされているのでしょうか。

○**當山達也刑事部長** 沖縄防衛局も公表しておりますけれども、米軍サイドは保管について確認をして不足はないという話でございました。現在、あらゆる可能性を視野に調査を進めているところでございます。

○**仲宗根悟委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、刑事部長から山川委員への答弁の一部を訂正したいとの申し入れがあり、委員長が許可した。)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

當山達也刑事部長。

○**當山達也刑事部長** 先ほど山川委員の御質疑の中で、知能犯11件の事件において被疑者の所属についてお尋ねがございましたけれども、被疑者はキャンプ・ハンセンの所属でございました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、12月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。休憩いたします。

(休憩中に、刑事部長の退任挨拶。その後、執行部退室)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

米軍F15戦闘機の部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍F15戦闘機の部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書等の提出について協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

米軍F15戦闘機の部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、一旦持ち帰って検討したいとの意見がありますので、そのようにいたしたいと思います。

休憩いたします。

(休憩中に、「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書」を議題に追加することについて協議した結果、議題には追加しないことに決定した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願及び陳情とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました請願・陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願・陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟